

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	116 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	104 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から44年3月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで

私の父が、私の婚姻届を提出するためA市B支所に行った時、知人の職員から、私の国民年金加入を勧められ同支所で、私の国民年金の加入手続きを行ったと聞いていた。

私の国民年金の加入手続きの際に、父は遡って申立期間①の国民年金保険料をまとめてA市B支所で納付したと話していたが、私は申立期間①の納付金額及び具体的な納付内容について父から聞いていないので、納付の詳細は分からない。

結婚後、私たち夫婦は自宅で父の店を継いだが、昭和44年11月まで私はC事業所で働いていたので、父と夫が自宅にいて、父が集金人に私たち夫婦の国民年金保険料を納付してくれたと思う。

昭和44年11月以降は夫婦二人分の国民年金保険料を店舗兼自宅に来る集金人に私が納付していた。その後、時期は定かではないが、A市B支所で私が夫婦の保険料を納付するようになったと記憶している。しかし、申立期間②の夫の保険料が過年度納付されていることを知り、夫が過年度納付しているのなら、私も同時に納付していたので過年度納付したと思うが、申立期間②の夫婦の保険料を、どこでどのように納付したのか覚えていないが、保険料は夫婦同時に私が納付していたので、夫が納付している記録なら私も納付していたはずである。

平成2年以降は、私が国民年金保険料の免除申請を行った記憶があるが、それ以前は仕事も順調で、経済的にも安定していたので、免除申請する必要もなく、申立期間②の期間を免除申請することは考えられない。結婚後、昭

和 44 年 11 月から、私が保険料の納付を二人分一緒に納付してきたので、私の納付記録をもう一度調べてほしい。

第 3 委員会判断の理由

申立期間②について、申立人は、その夫の国民年金保険料と併せて同時に過年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人が所持する領収証書及びA市の収滞納一覧表を見ると、申立期間②前後の納付行動について、納付日が確認できる期間については、全て二人同日に納付していることが確認でき、申立人が常に夫婦二人分の国民年金保険料を同時に納付していたとする陳述と符合する。

また、申立期間②は、オンライン記録上申請免除期間とされているが、同記録は平成 22 年 8 月 24 日に、当初未納の記録であったものを訂正したものと分かる。このことは、昭和 54 年度分の保険料について、免除申請後、昭和 54 年 4 月から同年 9 月の保険料を現年度納付したことにより、申立期間は未納の記録となっていることが申立人に係る特殊台帳から確認できる。

さらに、申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間②は、当初未納であったものを、昭和 56 年 8 月に過年度納付していることが確認でき、同人に係る特殊台帳を見ると、55 年に社会保険事務所（当時）が催告を行っており、日本年金機構 D ブロック本部 E 事務センターは、「特殊台帳の記録から申立期間②は平成 22 年 8 月 24 日まで夫と同じ未納期間として記録されていることから、申立期間②について夫と同様に催告が行われ、納付書が発行された可能性がある。」と説明していることから、申立人は、昭和 55 年度に社会保険事務所から催告を受け、当時未納とされていた申立期間②の夫婦二人分の国民年金保険料を昭和 56 年 8 月に同時に過年度納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、昭和 52 年度及び昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料についても、免除申請後に追納し、申立人の夫についても同期間の保険料を同日に過年度納付している記録が特殊台帳から確認できることから、申立期間②についても、同様に同日に追納したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、その父親が昭和 44 年 2 月頃に A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を同支所で一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和 44 年 3 月 10 日に A 市で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しているが、この時点において、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 6 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料を時効により制度上納付することができない。また、42 年 1 月から 43 年 3 月までの保険料については過年度納付が可能であるが、A 市は「当市役所 B 支所が過年度保険

料を収納することは無い。」と説明しており、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、申立期間当時の具体的な納付状況をうかがうことはできない。

このほか、申立期間①について申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から56年3月まで

私は、再婚後しばらくして生活に余裕が出てきた昭和55年頃に、A市役所で「国民年金保険料は、遡って納付することができる」との張り紙を見た。市役所で国民年金の加入手続、保険料納付及び年金受給についての説明を受けた上で加入し、遡った2年分の保険料について、分割した納付書を3枚もらい金融機関で分けて納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、免除の記録とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、国民年金手帳記号番号が昭和56年10月12日に払い出されていることが確認でき、手帳記号番号の払出時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったことが分かる。

また、申立人は、結婚後何年かたって経済的に余裕が出てきたので、国民年金の加入手続を行い、2年間分の国民年金保険料を遡って納付したと陳述しているところ、申立人の保険料納付について、特殊台帳を見ると、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の昭和56年10月に54年1月から同年3月までの保険料を過年度納付し、56年12月に54年4月から55年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の陳述と符合する。

さらに、国民年金の加入手続時に、遡って納付する納付書を3枚もらって納付したとの申立人の陳述から、申立人は、過年度納付が確認できる昭和54年1月から55年3月までの国民年金保険料の納付書と同時に作成された納付書で申立期間の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

私は、役所の人から国民年金保険料を遡って支払うことができると聞いたので、母が国民年金の加入手続を行い、昭和47年4月からの保険料を納付した。この時の領収証書を持っているが、領収証書に記載している期間のうち、同年4月から48年3月までの保険料が未納の記録とされている。

また、その後の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料も納付していたと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が納付済みとされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、役所の人から国民年金保険料を遡って納付することができるので、国民年金の加入手続を行い、昭和47年4月からの保険料を納付し、この時の領収証書を持っていることから、申立期間①の保険料が未納の記録となっているのは納得できないとし、その後の申立期間②の保険料も納付していたと申し立てている。

申立期間①について、申立人は、第2回特例納付実施期間中の昭和50年12月26日に、1枚の納付書で申立期間①及び48年10月から49年1月までの期間の保険料を納付した領収証書を所持している。

また、申立人の国民年金の資格について、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳では、昭和48年4月18日に国民年金の資格を取得した記録となっており、申立期間①は未加入期間であるが、特殊台帳及

びオンライン記録では、国民年金の資格取得日が同年4月8日となっており、資格取得日の記録に相違がある上、申立人は、これ以前には厚生年金保険に加入しておらず、国民年金の任意加入被保険者に該当する学生でもなかったことから、国民年金の資格取得日が同年4月18日となるべき事由が見当たらず、44年4月18日に遡って強制加入として資格を取得されるべきものと考えられる。この場合、特例納付実施期間中に申立期間①の保険料は特例納付が可能である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況について、オンライン記録を見ると、昭和48年10月からの保険料が納付された記録となっているが、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得日前の期間である申立期間①及び同年10月から49年2月までの保険料が納付された記録となっていることが確認でき、同市は、申立期間①の保険料が納付済みであると認識していたことが分かる。

申立期間②について、特例納付実施期間中に申立期間②の国民年金保険料を特例納付により納付することが可能であるにもかかわらず、申立人の所持する1枚の領収証書により納付された保険料は、申立期間①及び昭和48年10月から49年2月までの保険料であり、申立期間②の前後の期間となっていることから、申立期間②の保険料は既に納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年5月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年5月まで

私は、国民年金の加入手続を行って以降、付加保険料も含めて自身で国民年金保険料の納付を行っていた。

申立期間の国民年金保険料については、納付場所及び納付方法等は覚えていないが、申立期間前後は付加保険料も含めて納付しており、昭和61年から63年までの確定申告書控えを提出するので、申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を納付している上、昭和52年6月から60年3月までの期間及び63年6月から平成4年6月までの期間は、付加保険料も納付し、申立期間直前の昭和58年度及び59年度については、保険料を前納していることがオンライン記録により確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人から提出された昭和61年から63年に係る申立人の確定申告書控えを見ると、当該申告書に国民年金保険料として計上されている保険料額は、昭和61年度から63年度までの付加保険料を含む保険料額と一致しており、このうちの61年度及び62年度については、それぞれ1年間分の前納保険料額と一致することから、申立期間のうち、確定申告書控えの無い昭和60年4月から同年12月までの期間についても、申立人は付加保険料を含めた保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は昭和61年1月に会社を退職して自営業を始め、私自身と妻について国民年金の加入手続を行った後、昭和61年度から毎年度夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で前納していた。昭和61年1月から同年3月までの3か月間については、時期は覚えていないが、A市役所から督促状と一緒に送られてきた納付書によって、市役所で妻の分と一緒に遡って保険料を納付したことを覚えている。ところが、ねんきん特別便によると、同年4月以降について私自身は納付済みとされている一方、妻は未納とされ、申立期間については夫婦共に未納とされており、納付できない。私については、申立期間の3か月について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の3か月を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は納付書の送付を受けて、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る国民年金被保険者資格の再取得届出処理が昭和61年5月6日に行われた旨記載されていることが確認できることから、この頃に国民年金の再加入手続が行われたものと推認され、申立期間については過年度納付が可能な期間となる上、オンライン記録によると、62年9月9日付けで申立人に係る過年度納付書が作成された旨記載されていることが確認でき、申立人には他に未納期間はなく、当該過年度納付書は申立期間について作成されたものであると考えられることから、申立人が当該過年度納付書により申立期間の保険料を遡って納付したとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年3月までの期間並びに45年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から39年3月まで
② 昭和45年2月及び同年3月

昭和38年3月頃、私の両親が、当時の役所で私の国民年金加入届を行った。当時国民年金手帳を持っていたかどうかについては覚えていないが、加入手続以降、申立期間①に係る国民年金保険料については、両親からあらかじめ保険料納付用の用紙をもらっていたので、私自身がほぼ毎月役所の窓口を訪れ、前述の用紙に現金を添えて納付していたと思う。

また、申立期間②については、昭和44年10月に会社を退職した後、役所から国民年金保険料納付用の用紙をもらった。当時の再加入手続の詳細及び正確な時期は定かでないものの、少なくとも現在の記録で資格取得日とされている45年4月1日より前には、もらった用紙に応じて、保険料納付を再開していたはずである。

ところが、申立期間①及び②のいずれについても、国民年金保険料の納付がなかった期間とされており、納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入時期について、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人に対しては、昭和39年4月及び45年4月にそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が、いずれも同一の市町村から払い出されており、申立人については、それぞれの手帳記号番号の払出しの都度、加入手続がなされたものと推認できる。この場合、39年4月の加入手続時点において、申立期間①に係る国民年金保険料は、現年度及び過年度の保険料を納付するこ

とが可能である。

また、申立期間①に係る市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人については、昭和 38 年 4 月から同年 8 月までの期間が一旦納付済期間とされながら、後に一重線によって納付記録を抹消されていることが確認できるが、この記録訂正に対し、同名簿上では、訂正印等が押されていない上、当該期間に係る国民年金保険料が還付された事跡も確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②は、申立人が昭和 40 年 4 月に国民年金被保険者資格を喪失した後、45 年 4 月 1 日に国民年金資格を再取得していることにより、未加入期間とされているが、当時の市町村の国民年金保険料収納簿のうち、申立人の名前と生年月日が記載されている欄を見ると、当欄には国民年金手帳記号番号の記載こそ無いものの、i) 同年 1 月までは未加入期間とされていること、ii) 申立期間②に当たる同年 2 月及び同年 3 月は納付済期間とされていることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和49年4月の婚姻を契機として、国民年金に任意加入しようと思ったことから、婚姻と同時期に自分で区役所に出向き、加入手続を行った。その際区の窓口で、加入手続と同時に最初の一期分として、申立期間①に係る国民年金保険料を確かに納付したが、記録では未納期間とされているので納付記録を訂正してほしい。

また、その後、私は昭和52年4月にA市からB市に転居したが、最近、その転居直後の期間に当たる申立期間②についても、未納期間とされていることが分かった。当時の国民年金の住所変更手続についてはよく覚えていないが、申立期間②直後の期間は納付済みとされている上、私の手元には、申立期間②直後の期間に係る領収証書の一部が残っており、それらを見たところ、転居後は納付書を用い金融機関から国民年金保険料を納めている様子がうかがえることから、申立期間②に係る保険料もその直後の期間と同様に納付しているはずであり、未納のままにしておくとは考え難い。申立期間②についても調査の上、納付記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録及び国民年金手帳の記載によると、申立人は、昭和49年4月23日付けで、任意加入被保険者として国民年金被保険者の資格を取得していることが確認でき、制度上、任意加入被保険者は加入手続日をもって資格取得日とされることから、同日に加入手続がなされたものと推認できる。このことは、申立人の当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿にお

いて、申立人に対して新規の国民年金手帳記号番号が同年6月に払い出されていることが確認できる状況とも整合し、上記加入手続時点において、申立期間①は国民年金加入期間と認識されていることから、申立人が、申立期間①に係る保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人が所持する領収証書によると、申立期間①直後の期間の昭和49年7月から同年9月までの期間に係る国民年金保険料が、同年8月20日に納付されていることが確認できる。この場合、申立人は、任意加入手続を行った当初の期間に当たる申立期間①の未納を看過する一方で、その直後にあたる当該期間に係る保険料を、申立期間①の納付期限到来前に納付したとは考え難く、申立期間①に係る保険料については、加入手続時、若しくは加入手続時に近接した時期に、現年度納付がなされたと考えるのが自然である。

さらに、前述の手帳記号番号に係る特殊台帳の記載によると、申立人が昭和52年5月8日にA市からB市に転居したことに伴って、申立人に係る国民年金被保険者台帳が、53年2月に前住所地を管轄する社会保険事務所（当時）から、B市を管轄する社会保険事務所へ移管されていることが確認でき、この時に申立人に係る住所変更手続がなされたとすると、申立人が、当該住所変更手続後に、申立期間②に係る国民年金保険料を、B市において現年度納付することは可能であった上、上記特殊台帳からは、申立期間②に対する催告が行われた事跡が確認できないことから、申立期間②に係る保険料については、住所変更手続がなされた後に現年度納付された可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年3月まで

結婚後の昭和45年8月頃、妻が区役所へ行き、妻の国民年金の変更届と一緒に私の国民年金の加入手続も行ってくれた。その時、職員から私の国民年金保険料について遡って納付するよう言われたので、妻が現金で何年分かの保険料をまとめて納付してくれた。

当時受け取った領収証書等について、はっきりとは覚えていないが、申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻のオンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和45年4月以降、妻については、妻が会社を退職した結婚前の43年4月以降、それぞれの国民年金被保険者期間において国民年金保険料を完納しており、申立人の保険料を納付してくれたとする妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録欄に押印された申立期間直後の昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料の検認日は、申立人の妻の国民年金手帳に記載された氏名及び住所変更日と同じ同年8月5日となっていることから、申立内容のとおり、同日に国民年金に関する申立人の妻の変更届と一緒に申立人の加入手続が行われたものと推認される。

さらに、申立人の特殊台帳によると、加入当時における国民年金被保険者の資格取得日は、昭和39年2月12日(平成16年3月に、昭和42年4月から43年2月までが厚生年金保険被保険者期間であると判明し、同年3月23日に再取得と記録訂正)となっている上、当時A県下の市町村において運用されていた暦年ごとに国民年金保険料の時効を設定する方式を踏まえると、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたとみられる45年8月時点において、申立期

間を含む43年1月から45年3月までの保険料については、遡って過年度納付が可能であったものと考えられるほか、申立人の妻に改めて当時の納付金額等について事情を聴取したところ、その金額は当該期間の保険料額とおおむね一致するとともに、妻が結婚前に貯めていた貯金を下ろして納付したと陳述するなど、陳述内容に特段不自然な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間を含む昭和43年1月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、43年1月及び同年2月については、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年に夫と一緒に国民年金に強制加入し、同年4月まで遡って国民年金保険料を納付して以降は、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付してきた。

申立期間が未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日現在において満20歳を超える者は、基本的に同年4月1日に取得するものとされている。

そこで、申立人及びその夫に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和42年11月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に夫婦一緒に加入手続が行われたものと推定され、国民年金制度が発足した36年4月1日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることがそれぞれの特殊台帳及びオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人の所持する国民年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、大半の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、昭和36年4月まで遡って国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認す

るとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が同年4月まで遡って保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も無い。

一方、申立人及びその夫に係る国民年金の加入手続が行われたとみられる昭和42年11月当時において、申立人は満*歳であり、これ以降60歳期間満了まで国民年金保険料を納付しても、5年*月生まれの申立人の年金受給資格期間である25年を確保するためには、2年間不足し、この当時、そのままでは将来年金を受給する可能性が低い状況にあるにもかかわらず、申立期間直後の42年4月以降の保険料を申立人の夫と一緒に継続して納付している上、当時45歳であった大正11年*月生まれの申立人の夫は、自身の年金受給資格期間である17年に不足する2年間の保険料として、43歳まで遡りその年度当初である昭和40年4月から42年3月までの保険料を過年度納付しているほか、その後の納付状況が夫婦で一致していることなどを踏まえると、申立人についても、申立人の年金受給資格期間を確保するため、不足する2年間の保険料として、35歳まで遡りその年度当初である申立期間のうち、上記夫と同様の期間である40年4月から42年3月までの保険料を一緒に過年度納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月及び同年5月
結婚以来、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に金融機関で納付してくれていた。
申立期間は妻が納付済みであり、私だけ納付記録が欠落するのはおかしいので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻のオンライン記録によると、申立人は、納付が開始された昭和58年4月以降、60歳期間満了までの約19年間にわたる国民年金被保険者期間において、申立期間以外は国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を一緒に納付してくれていたとする申立人の妻も、会社を退職後の57年4月以降、現在までの約23年間にわたる国民年金被保険者期間は、申立期間を含めて保険料を完納しているほか、この間における夫婦の厚生年金保険との切替手続も適切に行なわれているなど、申立人の妻の年金制度に対する関心の高さとともに保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は2か月間と短期間である上、その前後の期間は国民年金保険料を納付済みであることなどを踏まえると、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び62年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から50年1月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで
③ 昭和51年7月から同年9月まで
④ 昭和62年4月

昭和45年頃に、両親と同居していたA市B区で、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、その後、48年4月に元妻と結婚するまで自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていたはずである。

元妻との婚姻期間中の国民年金保険料については、母親又は元妻が納付してくれていたはずであるが、詳しいことは分からない。

元妻と離婚した昭和51年8月から現在の妻と結婚した52年7月までの国民年金保険料は、自身で納付したことがないので、母親が納付してくれていたはずである。

現在の妻と結婚してからは、妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付しており、妻の申立期間④の保険料は納付済みとされている。

以上のことから、申立期間①が未加入並びに申立期間②、③及び④が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月31日を国民年金被保険者資格の取得日として、C市において、同年4月17日に元妻と共に払い出されており、また、同市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、同年3月29日に作成されていることも確認でき、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立

期間②、③及び④の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立期間②及び③は3か月、申立期間④は1か月といずれも短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付している。

さらに、申立人の申立期間②の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の母親又は元妻は、納付の意思をもって申立人の国民年金の加入手続きを行い、その後、申立期間②と③に挟まれた昭和51年4月から同年6月までの保険料を同年5月18日に現年度納付している上、申立人の母親及び元妻の当該期間については納付済みとなっており、短期間である申立期間②の保険料のみ未納のまま放置していたとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和51年8月に元妻と離婚した後、52年7月に現在の妻と結婚するまでの国民年金保険料は、申立人の母親が納付してくれたと申し立てているところ、申立期間③直後の保険料は現年度納付しており、また、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の母親の申立期間③の保険料は納付済みとなっている。

なお、申立期間③の国民年金保険料の納期限は、昭和51年10月末日であるところ、この時点で、申立人はその元妻と既に離婚している。

これらのことから、申立人の元妻との離婚後の申立人の国民年金保険料の納付を担っていたと考えられる申立人の母親が、短期間である申立期間③の保険料のみ未納のまま放置していたとは考え難い。

このほか、申立人は、昭和52年7月に現在の妻と結婚して以降は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てているところ、オンライン記録を見ると、申立人の妻に係る国民年金手帳記号番号が払い出されてからの夫婦の納付状況は、おおむね一致している上、申立期間④の申立人の妻の保険料は納付済みとなっている。

このことから、申立人の国民年金保険料の納付を担っていた申立人の妻が、自身の保険料納付のみを行い、短期間である申立人の申立期間④の保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

しかし、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月31日を国民年金被保険者資格の取得日として払い出されており、申立期間①は国民年金の未加入期間であることから、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付については、関与しておらず、それらを担っていたとする申立人の母親からも陳述を得

ることはできず、申立期間①の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び62年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から41年3月まで
時期は定かではないが、父が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。
加入手続後の国民年金保険料は、父が、母及び私の分を合わせて納付しており、また、兄が国民年金に加入してからは、兄の分も納付していたと思う。
その後、両親が他界してからは、自分で納付するようになった。
時期は定かではないが、父から、母及び私の分の国民年金手帳を見せられたことがあり、その際、それぞれの手帳に領収書が2枚ずつ挟まっており、貼っておくように言われた記憶が確かにある。しかし、母の分は貼ったものの、自分の分は貼るのを忘れてしまい、紛失してしまった。
申立期間の国民年金保険料については、父が母の分と同様に私の分についても何回かに分けて郵便局で過去に遡ってまとめて納付したと思う。
母も兄も国民年金被保険者資格を取得した時から国民年金保険料が納付済みとなっており、私の分だけ父が納付していないとは考えられない。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和41年12月27日に母子連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、39年4月から41年3月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人及びその母親は、国民年金手帳記号番号の払出以降、父親の存命中における国民年金保険料の未納は無く、家族の保険料納付を担っていたとする申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、その父親が、申立人の母親と申立人の国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間の国民年金保険料については、父親が納付書により二人分を何回かに分けて納付したと陳述している。

そこで、申立人が所持する申立人及びその母親に係る国民年金保険料領収証書及び国民年金手帳を見ると、申立人の母親は、自身の保険料について、昭和41年7月12日及び42年3月18日の2回に分けて、40年4月から41年3月までの期間及び39年4月から40年3月までの期間についてそれぞれ過年度納付し、また、申立人及びその母親は、申立期間直後の41年4月から46年12月までの保険料について、いずれも同一日に納付していることも確認できる。

加えて、申立人及びその母親の国民年金手帳記載の発行日は、いずれも昭和41年6月1日となっていることから、当時、A市が実施していた国民年金未加入者に対する適用特別対策事業として、職権で払い出されたものと考えられるところ、同市では手帳払出しの際に、2枚の納付書を送付するとともに、過去2年分は遡って納付できる旨を周知していたことが当時の広報資料により確認できる。

このほか、申立人は、その兄の国民年金保険料の納付についても申立人の父親が担っていたと陳述しているところ、申立人の兄に係る国民年金手帳記号番号払出簿等を見ると、兄の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和40年7月1日を国民年金被保険者資格の取得日として42年2月16日に払い出されており、また、手帳記号番号の払出時の同年2月18日に40年7月まで遡って過年度納付していることが、申立人所持の領収証書等により確認できる。

これらのことを踏まえると、当時における家族の国民年金保険料の納付を担っていた納付意識の高い申立人の父親が、申立人の母親及び兄と同様に過年度納付が可能な期間の保険料について、申立人の分のみ未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立人は、その父親が申立人の母親の分と同様に申立人の分についても国民年金被保険者資格の取得時まで遡って納付したと陳述しているところ、申立人が所持する領収証書を見ると、申立人の母親は、第1回特例納付実施期間中の昭和46年12月6日に、一括して自身の36年4月から39年3月までの国民年金保険料について特例納付し、46年1月から同年3月までの保険料について過年度納付していることが確認できる。

しかし、申立人については、その母親と同日の昭和46年12月6日に同年1月から同年3月までの国民年金保険料について過年度納付していることが、申立人所持の領収証書により確認できるものの、特例納付に関する事跡は無い。

また、申立期間のうち、昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料を特例納付するには、上記とは別の納付書・領収証書が必要となるところ、申立人は、46年頃に申立人の父親から当該期間の領収証書を受け取ったと主張するのみで、納付時期及び納付金額等特例納付に関する記憶は明確ではない。

さらに、申立人の母親に係る特例納付記録が確認できる昭和46年12月6日時点において、申立人は、既に家業の手伝いを離れ、厚生年金保険適用事業所に勤務していることも確認できることから、この当時において、申立人の父親が、申立人の分まで特例納付を行ったとは考え難い。

加えて、申立期間のうち、昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の父親は既に他界しているため、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年9月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月12日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社C本社から同社B支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社本社の人事担当者の陳述及び申立人の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和34年9月12日にA社C本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和34年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立期間当時の資料は保存しておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月26日は47万円、18年6月26日は37万円、同年12月26日は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月26日
② 平成18年6月26日
③ 平成18年12月26日

ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賞与支払明細書を提出するので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支払明細書及びA社保管の賃金台帳から、申立人は、平成17年12月26日は47万円、18年6月26日は37万円、同年12月26日は47万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年12月26日、18年6月26日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成9年4月から同年6月までは30万円、同年7月から同年9月までは53万円、同年10月から10年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年3月14日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が同社を退職後に引き下げられていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を引下げ前の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成9年4月から同年6月までは30万円、同年7月から同年9月までは53万円、同年10月から10年2月までは59万円と記録されていたところ、申立人が被保険者資格を喪失した日（平成10年3月14日）及びA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10年3月31日）より後の同年9月4日付けで、9年4月1日に遡って引き下げられている。

また、オンライン記録によれば、A社の被保険者全員について、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以降に標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる。

さらに、商業登記の記録によれば、申立人はA社の役員ではなく、申立人は、「A社B支社のC部門に所属していた。」としているところ、同僚の一人も申立人について同内容の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年4月から同年6月までは30万円、同年7月から同年9月までは53万円、同年10月から10年2月までは59万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組織における資格取得日に係る記録を昭和20年9月26日に、資格喪失日に係る記録を21年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、20年9月から21年3月までは100円、同年4月は300円、同年5月及び同年6月は510円、同年7月から同年9月までは300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月26日から21年10月1日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A組織に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。高校を卒業した翌日の昭和20年9月26日にA組織に入社し、申立期間は、予備船員又はB社(現在は、C社)所有のD船の乗組員として勤務していた期間であり、同社で継続して勤務していたことは間違いないので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社保管の船員保険被保険者票、海上保安庁の人事記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA組織に勤務(予備船員又はD船に乗組)していたことが認められる。

また、申立期間当時は、戦時海運管理令(昭和17年3月25日)に基づき設置されたA組織が、一元的に船舶の管理・運営、船員の徴用等を行っていた時期であり、昭和20年4月からは予備船員についても船員保険法改正に伴い強制加入の被保険者とされていたところ、C社は、「申立期間当時、D船及び申立人の予備船員期間についてはA組織が管理していた。また、船員保険料についても全てA組織が一元的に管理していた。」と回答している。

さらに、申立期間当時は、社会保険事務所がA組織に対し保険料の納入告知を行っていたことから、同組織の管理下にあった船舶の所有者は同組織であり、同組織の管理下にあった船舶の船員及び予備船員も国の管理下にあったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間直後の昭和21年10月1日からE社に入社する25年9月1日までの期間において、A組織で船員保険の被保険者となっている（現在、当該期間の記録は、共済組合の記録に移管されている。）。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A組織における船員保険の被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C社が保管する船員保険被保険者票の記録及び申立人と同時期に入社した者等の標準報酬月額の記録から、昭和20年9月から21年3月までは100円、同年4月は300円、同年5月及び同年6月は510円、同年7月から同年9月までは300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっていることから回答が得られず不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年9月から21年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日（昭和41年7月26日）に係る記録を同年8月5日に、C社（現在は、B社）における資格喪失日（昭和41年9月30日）に係る記録を同年10月3日に、A社における資格喪失日（昭和42年1月31日）に係る記録を同年2月1日に、C社における資格喪失日（昭和42年5月31日）に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、41年7月は1万6,000円、同年9月、42年1月及び同年5月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和41年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和41年9月、42年1月及び同年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月26日から同年8月5日まで
② 昭和41年9月30日から同年10月3日まで
③ 昭和42年1月31日から同年2月1日まで
④ 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

ねんきん特別便により、A社及びC社（両社の事業主は同一）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A社とグループ会社であるC社の間で異動した時期であり、両社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述及び厚生年金保険被保険者記録並びに雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間もA社及びC社に継続して勤務し（昭和41年8月5日にA社からC社に異動、同年10月3日に同社からA社に異

動、42年2月1日に同社からC社に異動、同年6月1日に同社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、同年7月は1万6,000円、C社における同年8月の社会保険事務所の記録、A社における同年12月の社会保険事務所の記録及びC社における42年4月の社会保険事務所の記録から、41年9月、42年1月及び同年5月は2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の昭和41年7月に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が申立人の昭和41年9月に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるC社での資格喪失日が雇用保険の記録における資格喪失日の翌日となっており符合するところ、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同年9月30日を資格喪失日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人の昭和42年1月に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を同年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、事業主が申立人の昭和42年5月に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同

年5月31日と誤って記録することは考え難い上、厚生年金保険の記録におけるC社での資格喪失日が雇用保険の記録における資格喪失日の翌日となっており符合するところ、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和62年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月27日から同年8月5日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B支社から同社本社C部門に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の人事記録及び事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和62年7月27日にA社B支社から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和62年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社本社での資格取得日を社会保険事務所に誤って届け出たとしていることから、事業主が昭和62年8月5日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年11月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月26日から同年12月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C支店から同社B支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の人事記録及び同社の人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和46年11月26日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社が届出を行っていなかったためであるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の平成19年期末手当明細表により、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成19年期末手当明細表の保険料控除額から、4万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社が届出を行っていなかったためであるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の平成19年期末手当明細表により、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成19年期末手当明細表の保険料控除額から、24万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年2月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年2月は1万8,000円、同年3月は1万4,000円、同年4月及び同年5月は1万8,000円、同年6月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から同年7月9日まで

ねんきん特別便により、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。同社には昭和41年2月に入社し、現在も継続して勤務している。B社とA社は事業主が同一であったので、B社が厚生年金保険の適用事業所となる前の同年7月から45年8月までの期間はA社において厚生年金保険被保険者となっている。

申立期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与支払明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支払明細書及びB社提出の賃金台帳等から、申立人が昭和41年2月9日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険

料控除額又は報酬月額から、昭和41年2月は1万8,000円、同年3月は1万4,000円、同年4月及び同年5月は1万8,000円、同年6月は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、昭和41年8月1日にA社において被保険者資格を取得している元従業員で、現在はB社及びA社において経理を担当しているとする者は、「B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年9月10日であるため、それまでに入社した従業員は、A社において厚生年金保険に加入した。」と陳述していることから、申立人は申立期間もA社において被保険者であったと考えるのが相当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B社保管の厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの昭和41年7月9日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和20年1月6日、資格喪失日は同年8月16日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月6日から同年8月16日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、「A社については、厚生年金保険加入記録が判明したが、資格喪失年月日が不明のため、基礎年金番号に統合していない。」との回答をもらった。申立期間は、B県に疎開しながら同県にあった同社の工場で正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「書換え前の名簿」という。)、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びオンライン記録を見ると、申立人と同姓同名で生年月日も一致し、基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録(資格取得日は昭和20年1月6日であり、資格喪失日の記載は無い。)が確認できる。

また、申立人は、「A社では、C業務を行っていた。」と陳述しているところ、元従業員も同社の業態について同様の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は、昭和20年1月6日であると認められる。

また、資格喪失日については、書換え前の名簿を見ると、同名簿において最も遅い資格喪失日の記載は昭和20年6月3日であり、同名簿において申立人を含む10人の資格喪失日が記載されていないこと及び書換え後のA社に係る当該名簿における最も早い資格取得日の記載は21年4月1日であり、当該名

簿において、書換え前の名簿に資格喪失日の記載が無い10人のうち申立人を含む3人の記録が確認できないことから、申立人の資格喪失日は、20年6月3日から21年4月1日までの間であると考えられる。

さらに、申立人は、「申立期間は、B県に疎開しながら同県にあったA社の工場で勤務しており、その時に終戦を告げる玉音放送を聞いた。」と陳述しており、複数の元従業員に照会しても、終戦日である昭和20年8月15日より前に同社が解散したとする陳述は無いことから、申立人は、少なくとも同年8月15日までは同社に勤務していたと推認でき、したがって、申立人の同社における資格喪失日は、同年8月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合の被保険者記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年10月31日）及び資格取得日（昭和47年4月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から47年4月10日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も、同社で正社員のC職として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B支店において昭和46年10月23日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月31日に資格を喪失後、47年4月10日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「申立期間当時も業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と陳述しており、申立人と同じC職として勤務していたとする複数の同僚も、申立人について同様の陳述をしている。

さらに、申立人と同職種であったとする同僚7人のうち5人の被保険者記録は、これら5人が記憶する勤務期間と一致している上、申立期間当時、A社B支店を一旦退職し、その後復職したとする元従業員1人を除く4人は、いずれ

も申立期間において被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年10月及び47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年11月から47年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年5月4日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から21年5月4日まで

ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。申立期間は、軍隊に召集されていた期間を除きA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務していたと申し立てしているところ、申立人提出の厚生年金保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者台帳索引票を見ると、事業所名は不明であるものの、申立人が昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人提出のA社に係る株券により、同社が昭和17年に成立し、事業主は申立人の父であったことが確認でき、申立人は、軍隊に召集されるまでの期間における同社の業務内容についても具体的に陳述している。

さらに、B県提出の申立人に係る兵籍簿により、申立人は昭和20年3月18日に軍隊に召集され、21年5月4日に復員したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年6月1日から20年3月18日までの期間についてA社で勤務し、同年3月18日から21年5月4日までの期間は軍隊に召集されていたことが認められる。

一方、過去の厚生年金保険の適用事業所名を記録した資料を見ると、A社が適用事業所であったことが確認できるものの、適用事業所であった期間は記載されておらず、日本年金機構C事務センターは、「A社が適用事業所であった期間は不明であり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も見当たらず

ない。」としている。

また、前述の申立人に係る厚生年金保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者台帳索引票に記載されている被保険者台帳記号番号について、当該記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人とは別の者が記録されており、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「A社は、私が復員した時にはまだ事業活動を行っていた。同社は6人の個人事業主が集まって設立され、この6人は、同社が解散した後も父が設立したD社という事業所で引き続き勤務した。」旨陳述しているところ、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、これら6人は同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。したがって、A社は、申立期間において従業員が5人以上存在し、事業活動を継続していたことがうかがえ、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられることを踏まえて判断すると、申立人は、復員時まで被保険者としての資格を有していたと認められる。

加えて、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は申立人の復員日である21年5月4日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社と同業種の事業所の被保険者で、申立人と同年代の者の被保険者記録から判断して、90円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間について、前述の厚生年金保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者台帳索引票において、申立人が同年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同年6月1日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足時の準備期間に当たるため、当該期間は、制度上、保険給付の計算の基礎とならない。したがって、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月2日から同年5月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。高校卒業後、昭和31年4月にA社に就職し、申立期間は、ほかの新入社員と共に、入社時の講習を受けた時期である。その後、同年5月1日付けで同社C支店に配属となった。

申立期間もA社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録等から、申立人が申立期間もA社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社の人事担当者は、「当時の資料が無く詳細は不明だが、事務過誤により申立人の資格取得の届出が遅れたのではないか。講習中でも給与は支払われていたはずであり、厚生年金保険料も控除されていたと考えられる。」と回答している。

さらに、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和31年4月の資格取得者はいないが、30年4月は3人、32年4月は4人の資格取得者があり、このうち照会に回答の有った2人（昭和30年4月に資格取得者1人、32年4月に資格取得者1人）は、いずれも、「入社時の4月に研修があり、その後5月1日から同社C支店に配属となった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和31年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和31年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和55年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月16日から同年10月13日まで

私は、昭和55年4月16日から平成2年7月21日まで、A社に正社員として勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和55年10月13日との回答を受けたが、同社発行の在籍証明書及び自身が所持する資料により、申立期間も同社に勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の在籍証明書、申立人が所持する「C講習受講証」及び申立期間当時の写真並びに複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、B社は、「当時、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させたはずであり、申立人を厚生年金保険に加入させない特段の事情はなかったと思う。」と回答している上、複数の同僚から、「申立人は、入社当初から管理的立場で勤務していたので、申立期間の給与からも厚生年金保険料が源泉控除されていたように思う。」旨陳述している。

さらに、申立人が記憶する同僚二人は、「A社は、試用期間及び見習期間を設けていない。」旨陳述している上、オンライン記録において、申立期間を含

む前後2年間にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者に照会を行ったところ、試用期間があったことをうかがわせる回答は得られなかった。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年10月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和55年10月13日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、昭和63年11月から平成元年11月までは47万円、同年12月から4年9月までは53万円、同年10月から5年1月までは15万円に訂正し、また、B社における標準報酬月額に係る記録を、同年2月及び同年3月は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年11月1日から平成5年2月1日まで
② 平成5年2月1日から同年4月1日まで

申立期間①について、A社に勤務していた期間のうち、昭和63年11月1日から平成5年2月1日までの標準報酬月額が、実際の報酬支給額に比べて低く記録されている。

当時の報酬支給額及び保険料控除額を確認できる資料は所持していないが、申立期間当時、私はC業務を統括する常務取締役の職に就いていたので、給与支給額が月10万円程度であったということはありません。

申立期間②について、A社の関連会社であるB社の設立に伴って、同社取締役に就任したが、業務内容はそれまでと同じであった。同社における標準報酬月額も実際の報酬支給額と比べて低く記録されている。

申立期間①及び②に係る標準報酬月額を実際の報酬支給額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間のうち、平成2年4月から4年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、53万円と記録されていたところ、同年5月27日付けで、2年4月1日に遡及して15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、上記訂正後の期間を含めた昭和63年11月から平成5年1月までの期

間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、昭和 63 年 11 月から平成元年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 2 年 3 月までは 53 万円、同年 4 月から 5 年 1 月までは 15 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 2 月 1 日（申立人は同日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失。）よりも後の同年 9 月 1 日付けで、再度、昭和 63 年 11 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に減額訂正されているなどの不自然な処理が行われている。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に平成 4 年 5 月 27 日及び 5 年 9 月 1 日付けで、当時の代表取締役及び取締役の標準報酬月額も、昭和 63 年 11 月 1 日に遡及して減額訂正されている。

なお、A 社に係る商業登記簿を見ると、申立人は同社設立時の昭和 61 年 9 月 19 日から平成 2 年 12 月 31 日までの期間において、同社取締役に就任していたことが確認できるところ、申立人は、「A 社では、C 業務を統括する常務取締役であったが、財務及び社会保険事務は同社のグループ会社である B 社に所属していた同社総務部長が担当していたので、私は全く関与しておらず、また、関与できる立場でもなかった。」旨を陳述しているところ、複数の同僚からは、「申立人は、C 業務を担当する常務取締役であったので、給与計算及び社会保険事務には関与していなかった。」旨の符合する陳述が得られた。

また、申立人は、「当時、A 社は、報酬も未払となるなど、資金繰りが悪化していた。」と陳述していることから判断すると、A 社は申立期間当時、社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、昭和 63 年 11 月 1 日及び平成 2 年 4 月 1 日に遡及して申立人に係る標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険事務所の当初の記録から、昭和 63 年 11 月から平成元年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 4 年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 5 年 1 月までは 15 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の B 社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されていたところ、申立人が退職により厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 5 年 4 月 1 日から 5 か月後の同年 9 月 1 日（B 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日）付けで、同年 2 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正処理は、B 社の関連会社である A 社における申立期間①に係る 2 回目の減額訂正処理日と同日の平成 5 年 9 月 1 日付けで行われていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同日の平成 5 年 9 月 1 日付けで、当時の役員及び従業員の合わせて 12 人の標準報酬月額がいずれも遡及して減

額訂正されていることが確認できる。

なお、B社に係る商業登記簿によると、申立人は同社設立の平成元年2月28日以降、申立期間も同社取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「B社での役職は、C業務を統括する取締役であったが、財務及び社会保険事務は総務部長が担当していたので、私は関与しておらず、また、関与できる立場でもなかった。」旨陳述しているところ、複数の同僚からは、「申立人は、C業務を担当する取締役であったので、給与計算及び社会保険に関与していなかった。」旨の符合する陳述が得られた。

これらを総合的に判断すると、平成5年2月1日に遡及して申立人に係る標準報酬月額が減額処理を行う合理的理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の同年2月及び同年3月の標準報酬月額は、社会保険事務所の当初の記録から、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和50年6月1日から現在に至るまで、A社が経営する事業所でC職として勤務している。

しかしながら、年金事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の在職証明書及び事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社B事業所に継続して勤務し（昭和59年4月1日にA社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和59年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が資格喪失日を昭和59年3月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から同年11月13日まで

ねんきん定期便を見たところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低額であることが分かった。申立期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成13年11月13日。以下「全喪日」という。）より後の平成13年11月28日付けで、同年7月1日に遡って15万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する申立期間の給与明細書を見ると、訂正前の標準報酬月額である20万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の全喪日と同日に被保険者資格を喪失している申立人以外の被保険者4人についても、申立人と同様に、標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該事業所を実質的に経営していた者は、「詳細には覚えていないが、申立期間当時は経営状態の悪化により、厚生年金保険料を滞納していた。」旨陳述している。

加えて、申立人は、「私はB業務に従事しており、社会保険事務及び経営には関与していなかった。」としているところ、前述の実質的な経営者は、「経営は全て私が行っていた。申立人及び他の従業員は全く経営にかかわってい

ない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成13年11月28日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について同年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額処理は有効な記録訂正であったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年5月から8年7月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年12月に支給された賞与に係る記録については、支給日を同年12月1日、標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月1日から平成6年3月26日まで
② 平成7年3月1日から16年10月14日まで
③ 平成7年7月（賞与）
④ 平成8年1月（賞与）
⑤ 平成8年12月（賞与）
⑥ 平成9年7月（賞与）
⑦ 平成9年12月（賞与）
⑧ 平成10年7月（賞与）
⑨ 平成10年12月（賞与）
⑩ 平成11年7月（賞与）
⑪ 平成11年12月（賞与）
⑫ 平成12年7月（賞与）
⑬ 平成14年7月（賞与）
⑭ 平成15年7月（賞与）
⑮ 平成15年12月（賞与）

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した申立期間①及びC社で勤務した申立期間②

の標準報酬月額が、実際の給与支払額より低く記録されていることが分かった。また、同社での勤務時に受け取った賞与（申立期間③から⑮まで）の記録が無いことも分かった。

A社の給与明細書は処分してしまったが、C社の給与明細書及び賞与明細書については所持しており提出するので、申立期間①及び②の標準報酬月額並びに申立期間③から⑮までの標準賞与額について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成7年5月から同年8月までの期間、同年12月から8年5月までの期間及び同年7月は36万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成7年9月から同年11月までの期間及び8年6月の標準報酬月額については、給与明細書等の提出が無いため保険料控除額及び報酬月額を確認できないが、前後の期間の給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断して、36万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間⑮については、申立人提出の賞与明細書から、申立人は、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間⑮の平成15年12月に係る賞与の支給日については、賞与明細書に記録が無く、申立人及び元事業主は不明としており、申立期間当時の元従業員に照会しても回答が得られないことから、便宜上、同年12月1日とすることが妥当である。

一方、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、C社は平成17年に破産終結となっている上、元事業主は当時の関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額及び標準賞与額に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成7年3月、同年4月、8年8月から9年6月までの期間、同年10月から11年1月までの期間、同年3月から同年7月までの期間、同年9月から12年7月までの期間、同年9月、13年2月から同年4月までの期間及び同年7月から16年9月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額の低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べて同額又は低額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成9年7月から同年9月までの期間、11年2月、同年8月、12年8月、同年10月から13年1月までの期間、同年5月及び同年6月については、保険料控除額及び報酬月額の双方を確認できる給与明細書の提出が無いため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除は確認できず、前後の期間の給与明細書で確認できる保険料控除額等から当該期間の標準報酬月額を推測しても、オンライン記録の標準報酬月額に比べて同額又は低額である。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①については、申立人から給与明細書の提出が無い上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、B社も当時の関連資料を保管していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除が有ったかどうかは確認できない。

また、雇用保険の記録により確認できる、申立人のA社離職時の賃金日額から換算した離職前6か月における各月の賃金総支給額は約32万円であり、同時期におけるオンライン記録の標準報酬月額（38万円）より低額である。

さらに、申立人は、当時の給与総支給額について、「退職の少し前まで公務員の平均給与額に若干届かないぐらいの額であり、退職直前にそれを上回った。」と陳述しているところ、人事院の調査による国家公務員の平均給与額と申立人の標準報酬月額を比較すると、昭和43年の資格取得時から54年9月までは申立人の標準報酬月額が国家公務員の平均給与月額を下回っているものの、同年10月以降、平成6年の資格喪失時までの期間については、申立人の標準報酬月額が当該平均給与月額を上回っていることが確認でき、申立人の陳述と符合しない。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、申立期間⑬及び⑭については、申立人提出の賞与明細書により、当該賞与からは厚生年金保険料が事業主により控除されていないことが確認できる。

また、申立期間③から⑫までについては、申立人提出の賞与明細書により、各賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できるものの、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成15年4月1日からであり、当該期間において控除された保険料(特別保険料)は、年金給付額に反映されない。

なお、制度上、年3回以下支給される賞与については、標準報酬月額の算定対象とはされないところ、申立期間当時のC社の事業主の回答により、当時、同社における賞与等の支給回数は年間3回以下であったものと推認されることから、申立期間において申立人に支給された賞与については、標準報酬月額の算定対象ではなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間③から⑭までについて、申立人に係る標準賞与額の記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から10年9月1日まで
年金事務所の記録では、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が26万円となっているが、申立期間についても給与手取額に変化はなかったため、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初36万円と記録されていたところ、平成10年5月6日付けで、8年3月1日に遡って26万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録では、申立人のA社離職時(平成10年8月31日)前6か月における平均の賃金日額は1万2,000円(月額換算36万円)であり、前述の訂正前の厚生年金保険の標準報酬月額と一致することが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社においては、一人が申立人と同じ平成10年5月6日付けで、二人が同年4月3日付けで、それぞれ標準報酬月額を、申立人と同様に、8年3月1日に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、商業登記の記録から、申立人はA社の役員ではなかったことが確認できる。申立人は、「自分は、B業務などを行っていた。」としており、元同僚も「社会保険事務を担当していたのは申立人ではなかった。」と陳述している。

加えて、前述の元同僚及び申立人は、「申立期間当時、会社の経営状態は悪かった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年5月6日付けで行われた遡及訂正

処理は事実に即したのものとは考え難く、申立人について8年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はないことから、当該減額処理は有効な記録訂正であったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年5月5日、資格喪失日は同年7月1日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月5日から同年7月1日まで

私は、昭和20年5月5日から同年6月30日までの期間、B市のA社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同年5月5日に厚生年金保険の被保険者資格は取得しているものの、資格喪失日が不明であるため、年金額には反映できない旨の回答を受けた。納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の所在地であったB市が、昭和20年6月下旬に被災した後、しばらくしてから同社を退職した。」と陳述しているところ、その陳述は鮮明かつ具体性があり、申立人が主張する厚生年金保険の資格喪失日とおおむね符合することから、申立人が昭和20年6月30日まで同社に勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録により、申立人と氏名が一致するA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、上記旧台帳の記録においては、昭和20年5月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは確認できるものの、資格喪失日に係る記録は無い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と氏名が一致する者の加入記録が無いことから、申立期間における社会保険事務

所の記録の管理が適切に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、上記旧台帳の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和20年5月5日、資格喪失日は同年7月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記旧台帳の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和36年11月16日から37年9月1日まで
③ 昭和37年12月31日から38年1月10日まで

私は、昭和34年8月1日にA社に入社し、38年7月26日に退職するまで、同社及び同社の関連会社であるB社でC業務に従事していた。

しかし、申立期間①、②及び③については、厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の関連会社であるB社からA社に転籍している同僚二人は、いずれも昭和36年8月1日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にA社で資格を取得しており、被保険者記録が継続していることから判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和36年8月1日にA社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当

該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、申立人は、A社で勤務し、同社及びB社でC業務に従事していたと申し立てている。

しかし、A社及びB社は、既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有する同僚は、いずれも死亡又は所在不明等であり、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 37 年 12 月 27 日まで

A社は作業環境が悪く、妻は体調を崩したので退職し、辞めたその日にC
県に帰省した。

妻は当時、脱退手当金という制度があることすら知らなかったし、脱退手
当金は請求も受給もしていないので調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求め
て行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金
保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和38年6月28日に支給決定さ
れていることが確認できる。

しかしながら、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保
険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあ
るB社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請
求となっており、申立人が、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間
を失念するとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同
一時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性12人について、脱退手当金の
支給記録を確認したところ、支給記録の有る者は申立人を含め3人だけであり、
支給記録の有る同僚の1人は、「脱退手当金について会社から説明はなかつ
た。」と陳述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理
請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立
期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和49年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。昭和26年4月に入社して以来、退職するまで同社に継続して勤務しており、申立期間は、同社D支店から同社C支店へ転勤した時である。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の担当者の陳述、雇用保険の記録及び申立人の同僚に係る被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（昭和49年11月30日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年12月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門における資格取得日に係る記録を昭和24年7月21日に、同社C部門における資格喪失日に係る記録を27年6月5日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を24年7月は5,000円、27年5月は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月21日から同年8月1日まで
② 昭和27年5月21日から同年6月5日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間はいずれも転勤した時期であり、継続して同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社から提供を受けて所持していた申立人に係る従業員台帳（写し）及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和24年7月21日にA社D部門から同社C部門に異動、27年6月1日に同社C部門から同社E部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年7月は、申立人のA社C部門における同年8月の社会保険事務所の記録から5,000円、27年5月は同社C部門における同年4月の社会保険事務所の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を34万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成17年12月20日に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。賞与支払いの事実が確認できるA社の賞与支給明細書を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人が提出した給料支払明細書(写し)及びA社が提出した賃金台帳(写し)により確認できる保険料控除額から、34万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和56年5月は16万円、同年6月から57年3月までは19万円、同年4月から58年2月までは20万円、同年3月は22万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月から59年1月までは20万円、同年2月から61年3月までは22万円、同年4月から同年12月までは24万円、62年1月及び同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月から同年9月までは24万円、同年10月から平成元年12月までは26万円、2年1月から同年10月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月1日から平成2年11月21日まで
ねんきん定期便により、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低く記録されていることが分かった。

申立期間のうちの一部期間の給与支払明細書（写）を提出するので、給与支給額又は保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明

細書の保険料控除額又は報酬額から、当該期間のうち、昭和 56 年 5 月は 16 万円、58 年 5 月は 20 万円、同年 6 月は 22 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 20 万円、同年 9 月は 22 万円、同年 10 月から 59 年 1 月までは 20 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 22 万円、62 年 1 月及び同年 2 月は 26 万円、同年 3 月は 24 万円、同年 4 月は 26 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 24 万円、同年 10 月から 63 年 9 月まで及び同年 12 月から平成元年 12 月までは 26 万円、2 年 1 月から同年 7 月までは 22 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 56 年 6 月から 58 年 4 月までの期間、59 年 2 月及び同年 3 月、同年 6 月から 61 年 12 月までの期間、63 年 10 月及び同年 11 月、平成 2 年 8 月から同年 10 月までの期間については、給与支払明細書の提出が無い場合、保険料控除額及び報酬額、又はそのいずれか一方が確認できないが、同僚二人は、「申立期間に給与の減給及び事業の休業はなかった。」と陳述していることから、当該期間についても前後の月と同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと推認される。したがって、前後の期間の給与支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬額から、昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月までは 19 万円、同年 4 月から 58 年 2 月までは 20 万円、同年 3 月は 22 万円、同年 4 月は 20 万円、59 年 2 月、同年 3 月及び同年 6 月から 61 年 3 月までは 22 万円、同年 4 月から同年 12 月までは 24 万円、63 年 10 月及び同年 11 月は 26 万円、平成 2 年 8 月から同年 10 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、給与支払明細書において確認又は推認できる報酬月額、又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成15年6月26日は13万5,000円、同年12月26日は20万2,000円、16年6月25日は13万5,000円、同年12月24日は20万2,000円、17年12月26日は20万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月26日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年12月26日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及びA社提出の賃金台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年6月26日は13万5,000円、同年12月26日は20万2,000円、16年6月25日は13万5,000円、同年12月24日は20万2,000円、17年12月26日は20万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年6月26日、同年12月26日、16年6月25日、同年12月24日及び17年12月26日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成16年12月1日から18年3月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成16年12月から18年2月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成18年3月1日から19年7月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の10万4,000円とされているが、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年3月から同年8月までの期間は18万円、同年9月から19年2月までの期間は17万円、同年3月は15万円、同年4月から同年6月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間のうち、平成19年7月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成18年3月から19年7月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(事後訂正前(同年7月は訂正前)の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月1日から18年3月1日まで
② 平成18年3月1日から19年8月1日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間①の標準報酬月額

の記録を訂正してほしい。

また、年金事務所の記録では、私がB社に勤務していた期間の標準報酬月額
の記録が実際の給与支給額よりも低く記録されており、同社から記録訂正
の届出が行われたが、申立期間②については、時効が成立したことにより、
訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっ
ているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生
年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報
酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるの
は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報
酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標
準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成16年12月1日から18年3月
1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書
において確認できる報酬月額及び保険料控除額（給与明細書が無い平成17年
5月、同年6月、同年8月及び同年11月は給与所得の源泉徴収票から推認で
きる報酬月額及び保険料控除額）から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業
主は、「当時の賃金台帳及び社会保険関係の届出書類等は残存していないが、
申立人の申立てどおりの届出を社会保険事務所（当時）に行っていない。」旨
回答していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行わ
れ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料
について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂
正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行
していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成18年3月1日から19年8月1日までの期間に
係る標準報酬月額の記録については、B社提出の賃金台帳及び申立人提出の給
与支給明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18年3月から
同年8月までの期間は18万円、同年9月から19年2月までの期間は17万円、
同年3月は15万円、同年4月から同年6月までの期間は20万円、同年7月は
24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業
主は、誤りを認めている上、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消
滅した後に申立人に係る標準報酬月額についての訂正の届出を行っているこ
とから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、
社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の

告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該保険料（事後訂正前（平成19年7月は訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月30日から16年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、24万円から26万円までの給与が支給されていたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社の事業を継承するB社から提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、

保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成2年12月から3年3月までの期間は22万円、同年4月から同年12月までの期間は24万円、4年1月から5年3月までの期間は22万円、同年4月から6年3月までの期間は24万円、同年4月から7年3月までの期間は26万円、同年4月から9年3月までの期間は28万円、同年4月から11年3月までの期間は30万円、同年4月から同年6月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月21日から11年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、約20万円から38万円までの給与を支給されていたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成2年12月から11年6月までの期間の標準報酬月額については、同僚から提出されたA社の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、2年12月から3年3月までの期間は22万円、同年4月

から同年12月までの期間は24万円、4年1月から5年3月までの期間は22万円、同年4月から6年3月までの期間は24万円、同年4月から7年3月までの期間は26万円、同年4月から9年3月までの期間は28万円、同年4月から11年3月までの期間は30万円、同年4月から同年6月までの期間は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため、確認することはできないが、賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成2年11月については、賃金台帳を見ると、給与は毎月20日締めであり、11年6月の給与（平成11年5月21日から同年6月20日までの給与）から1か月分のみ厚生年金保険料が控除されていることが確認できる（平成11年7月の給与において保険料控除額の記載は無い。）ことから、当時、A社では、保険料は当月控除であったと考えられるところ、2年11月の給与において保険料控除額の記載は無いことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 13 年 6 月 6 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和24年2月1日に、同社における資格取得日に係る記録を31年2月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、23年3月から同年7月までの期間は600円、同年8月から24年1月までの期間は4,500円、31年2月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月1日から24年2月1日まで
② 昭和31年2月15日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和23年3月1日にA社本社から同社B支店に異動、31年2月15日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①について、オンライン記録によれば、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年2月1日であることから、同社B支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和23年3月から同年7月までの期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月の社会保険事務所(当時)の

記録から 600 円、同年 8 月から 24 年 1 月までの期間の標準報酬月額については、申立人の同社 B 支店における同年 2 月の社会保険事務所の記録から 4,500 円、31 年 2 月の標準報酬月額については、申立人の同社本社における同年 3 月の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年6月9日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。

事業主が事務手続の誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間について賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、《標準賞与額》(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
9781	男		昭和30年生		63万8,000円
9782	男		昭和25年生		40万3,000円
9783	男		昭和39年生		45万5,000円
9784	男		昭和40年生		54万3,000円
9785	男		昭和41年生		34万4,000円
9786	男		昭和44年生		36万6,000円
9787	男		昭和45年生		32万5,000円
9788	男		昭和27年生		37万7,000円
9789	男		昭和37年生		42万1,000円
9790	男		昭和43年生		34万3,000円
9791	男		昭和49年生		30万7,000円
9792	男		昭和42年生		32万6,000円
9793	男		昭和48年生		28万2,000円
9794	男		昭和46年生		30万8,000円
9795	男		昭和36年生		35万円
9796	男		昭和47年生		33万7,000円
9797	男		昭和22年生		26万8,000円
9798	男		昭和37年生		28万2,000円
9799	男		昭和50年生		29万6,000円
9800	男		昭和36年生		27万2,000円
9801	男		昭和58年生		22万4,000円
9802	男		昭和42年生		35万1,000円
9803	男		昭和57年生		23万9,000円
9804	男		昭和57年生		21万9,000円
9805	男		昭和54年生		25万1,000円
9806	男		昭和16年生		43万9,000円
9807	男		昭和20年生		27万6,000円
9808	男		昭和23年生		53万9,000円
9809	女		昭和29年生		23万3,000円
9810	女		昭和37年生		20万3,000円
9811	男		昭和22年生		11万4,000円
9812	男		昭和25年生		3万9,000円
9813	男		昭和49年生		4万5,000円
9814	男		昭和43年生		5万9,000円
9815	男		昭和48年生		4万6,000円
9816	男		昭和28年生		67万4,000円
9817	男		昭和29年生		33万9,000円
9818	男		昭和41年生		44万9,000円

別 添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
9819	男		昭和43年生		39万5,000円
9820	男		昭和42年生		40万1,000円
9821	男		昭和41年生		27万2,000円
9822	男		昭和40年生		37万2,000円
9823	男		昭和46年生		34万5,000円
9824	男		昭和41年生		33万円
9825	男		昭和49年生		32万,500円
9826	男		昭和48年生		32万円
9827	男		昭和47年生		31万円
9828	男		昭和47年生		29万2,000円
9829	男		昭和44年生		30万2,000円
9830	男		昭和46年生		29万7,000円
9831	男		昭和46年生		29万8,000円
9832	男		昭和43年生		30万3,000円
9833	男		昭和44年生		28万6,000円
9834	男		昭和45年生		27万9,000円
9835	男		昭和43年生		30万8,000円
9836	男		昭和45年生		27万9,000円
9837	男		昭和51年生		35万6,000円
9838	男		昭和51年生		26万5,000円
9839	男		昭和47年生		29万2,000円
9840	男		昭和48年生		26万7,000円
9841	女		昭和42年生		18万1,000円
9842	女		昭和52年生		19万3,000円
9843	男		昭和51年生		27万7,000円
9844	女		昭和53年生		17万2,000円
9845	男		昭和40年生		22万5,000円
9846	男		昭和48年生		20万6,000円
9847	女		昭和46年生		16万1,000円
9848	女		昭和17年生		4万1,000円
9849	女		昭和38年生		3万5,000円
9850	男		昭和63年生		3万5,000円
9851	男		昭和32年生		3万8,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から60年9月まで

私は、大学生であった昭和50年9月頃、同じ大学の友人が国民年金に加入したのを聞いて、自身も加入すべきだと思い、同年10月頃に自分でA市役所へ出向き、国民年金の加入手続をした。加入時から納付を開始し、在学中については母親から国民年金保険料の一部を援助してもらい、その後も今日まで自身で納付してきた。それなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

自分で納付したが、納付方法は送られてくる納付書を使って、金額は忘れたが毎月継続的に市役所又は金融機関で納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月頃に、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も自身で現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和60年11月15日にB市C区で国民年金被保険者資格の取得届を行っていることが申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は申立期間のうち、昭和58年9月以前の期間の国民年金保険料を時効により、制度上、納付できず、同年10月から60年9月までの保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は毎月継続的に納付してきたと陳述しており、過去の未納保険料を一括納付した記憶がないとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認し

たが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。このことは、同市において申立人に係る国民年金被保険者名簿が調製された形跡が無いことと符合する。

加えて、申立期間は120か月と長期間であり、A市、B市C区及び社会保険事務所（当時）において事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から45年9月までの期間及び47年6月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から45年9月まで
② 昭和47年6月から54年3月まで

私が働いていた頃、私は厚生年金保険にも加入していなかったので将来のことを考え、知人の奥さんに昭和40年9月頃にA市役所で私の国民年金の加入手続をしてもらった。

申立期間①の頃、私はB市で姉夫婦と同居し、義兄の会社で働いていたので、義兄が私の給料から毎月国民年金保険料を差し引いて、姉夫婦が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思うが、納付は任せていたので納付金額及び納付に係る詳細は分からない。

私は昭和45年から47年頃までは仕事上、B市とC市で住居を転々としていたが、同年頃はB市で申立期間②の国民年金保険料を私が、納付書を使ってB市役所で納付したり、自宅に来る国民健康保険の集金人に国民年金保険料も同時に納付した。

私は国民年金加入時に国民年金手帳を入手したのかどうか記憶にないが、現在所持している年金手帳は、1冊でそれ以外の手帳を所持した記憶はない。

私の国民年金加入当初の申立期間①の国民年金保険料は兄夫婦が納付してくれており、申立期間②の保険料は自身で納付書を使って市役所又は国民健康保険の集金人に国民年金の保険料も一緒に納付していたので、私の申立期間の納付記録をもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B市にある姉夫婦の家に同居していた昭和40年9月頃に、知人の妻を通じ、当時の勤務地であったA市で国民年金の加

入手続を行い、勤務先である義兄の会社が、毎月給料から申立期間の国民年金保険料を控除していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和 56 年 11 月に B 市で加入手続を行っていることが推定でき、申立内容と符合しない。また、加入時点において、申立人は、申立期間の国民年金保険料を時効により、制度上、納付できない。

さらに、申立人は、申立期間当時勤務していた義兄の会社が毎月給料から国民年金保険料を控除していたとしているが、義兄は既に亡くなっており、申立人に係る申立期間の保険料の納付状況を確認できない。

加えて、申立人は、申立期間中の昭和 45 年頃に B 市から C 市に転居した記憶があると陳述しているが、住所変更手続を行った記憶がない。

申立期間②について、申立人は、昭和 47 年 6 月 19 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、自宅に来る B 市の国民健康保険の集金人又は同市役所で国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかしながら、上述のとおり、申立期間は申立人の国民年金加入時点において、未加入期間であり、国民年金保険料を制度上納付できない。また、B 市は国民健康保険の集金人が同時に国民年金を徴収することはないと説明しており、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は厚生年金保険被保険資格の喪失後に B 市で国民年金の再加入手続を行った記憶がないと陳述している上、申立人に係る住民票を見ると申立人が B 市に転入した日は昭和 49 年 6 月 1 日であることが確認でき、申立内容と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による申立期間①及び②の納付の可能性を確認するため、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から50年12月まで

昭和52年頃から会社で、個人としてC業務を請け負う仕事をしていたが、昭和53年度はC業務の成績が良くて、会社から受け取る報酬総額が1千数百万円あったので、会社の顧問税理士から、「国民年金に加入して、確定申告で社会保険料として所得控除を受けたほうが良い。今なら10年間ぐらい遡って支払うことができる。」と勧められた。

その勧めに従い、まずA社会保険事務所(当時)に行き自分の以前の厚生年金保険加入期間を確認して、昭和53年12月頃にB市役所に行き、自分と妻の国民年金の加入手続を行い、その年度の国民年金保険料の全額と未納期間の保険料を遡って納付したいと申し出た。

国民年金保険料の納付について相談した担当者は、市役所で他の職員とは少し離れた場所に一人で机に座っている男性であったが、その担当者から、10年間ぐらい遡って納付できるとの説明を受け、その場で、自分と妻の二人分について、その年度の国民年金保険料の全額と遡って支払える未納期間の保険料の合計額として、30万円から40万円までぐらいを支払い、2枚の領収書を受け取った。この時受け取った領収書は、無くしてしまい、今は無い。

申立期間の国民年金保険料は遡って納めていると思うので記録を訂正してほしい。なお、妻の未納期間についても同時に遡って納付しているが、妻は既に亡くなっており、亡くなった者を代理してまで申立てをしようとは思わないので、妻に関する申立ては行わない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年2月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、年金未加

入であり、その妻も 20 歳到達時点以降年金未加入であったが、53 年 12 月頃に A 市役所で、自身及びその妻の国民年金の加入手続を行い、同日に、市役所内の別の場所で受付を行っていた男性職員から特例納付の説明を受け、その場で、自身及びその妻の二人分の年金未加入期間に係る国民年金保険料として、30 万円から 40 万円までぐらいを納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和 54 年 1 月に A 市で手帳記号番号が連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合している。また、同時点は第 3 回特例納付実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）中であることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を特例納付することが可能であった。

しかしながら、申立人及びその妻に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、両人が昭和 53 年 12 月 29 日に申立期間直後の 51 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間については未納であり、申立人が特例納付したことを示す記録は見当たらない。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料の総額は 30 万円から 40 万円までぐらいであったと主張しているが、申立人及びその妻が国民年金加入時点において未納とされていた期間に係る保険料の合計額は 93 万 4,520 円となり、一致しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付した際、担当者から 2 枚の領収書を受け取ったと陳述しているが、日本年金機構 B 事務センターは、「申立期間当時、市役所に社会保険事務所職員が出張して過年度保険料を現金で収納することはできたが、特例納付については、特例勧奨対象者（国民年金加入月から 60 歳到達月までの期間について保険料を全て納付しても、年金受給資格を得るために必要な 300 月の納付済期間を満たせない国民年金被保険者）以外の者には、その場で納付書を作成し現金を収納することはしなかった。」と説明しており、申立内容と符合しない。

このほか申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す確定申告書控え等の関連資料は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの期間及び同年4月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和44年4月から49年12月まで

私が昭和41年4月に会社を辞めてから、国民年金加入を含む各種手続及び保険料納付は全て妻がやってくれたものと思う。その妻は既に亡くなっており、国民年金の加入手続及び保険料の納付について詳しいことは全く分からないが、妻が納付してくれていると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その妻が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の所持している国民年金手帳を見ると、納付記録のある昭和41年8月から42年3月までの国民年金保険料について、昭和41年度印紙検認記録欄に検認印の押されていないことが確認できる。また、同記録は、「昭和46年度印紙検認記録欄」の後ろにある予備の記録欄を使用していることが分かる。

さらに、上記手帳の印紙検認記録欄は「昭和42年度」から開始されていることが確認でき、同記録欄に納付記録では未納とされている昭和42年8月から43年3月までの国民年金保険料について、「昭和42年3月17日」に納付を行ったことを示す印紙検認記録が存在し、右側の印紙検認台紙も検認による割り印を押した上、切り離されていることが確認できる。

加えて、昭和42年度印紙検認記録欄の4月から7月までは「不要」のゴム印が押されており、41年度印紙検認記録欄にも同様に「不要」のゴム印が押されていることが確認できる。

これらの状況から、昭和 42 年度の国民年金保険料を、41 年度中の昭和 42 年 3 月 17 日に現年度納付したと考えるのは不自然であり、また、国民年金未加入期間を示す「不要」のゴム印が、昭和 41 年度印紙検認記録欄及び 42 年度印紙検認記録欄の両方に押されていることから、昭和 42 年 3 月 17 日に申立人の自宅を訪れた A 市の集金人が、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録欄の先頭にある昭和 42 年度印紙検認記録欄に、誤って 41 年度保険料の検認印を押したものと考えるのが自然である。なお、A 市も 42 年度印紙検認記録について「昭和 41 年度の誤りであることが推定できる。」と説明している。したがって、申立期間①のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については申立人の所持している国民年金手帳の印紙検認記録欄から納付を裏付けることはできない。

このほか、申立人の所持している国民年金手帳を見ると、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料について、昭和 43 年度印紙検認記録欄に検認印の押されていないことが確認でき、同期間の保険料が納付されたことを裏付けることができない。

申立期間②について、申立人は、その妻が申立人の国民年金保険料を納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の住所遍歴をみると、昭和 44 年 4 月に A 市から B 市へ転居しているが、同市における住所変更手続については申立人の亡き妻が手続を行っており、詳細は不明であると陳述している。しかし、申立人の所持している国民年金手帳を見ると、B 市に住所変更した記録が無く、53 年 1 月に A 市から C 市へ住所変更した記録があることから、B 市への住所変更手続がなされず、申立期間は A 市で不在者扱いとされていた可能性が高い。このことは、申立人に係る特殊台帳に「44 年不在」との記録があること、及び B 市において申立人に係る国民年金被保険者名簿が調製された形跡がないことと符合する。したがって、B 市の集金人が申立人の自宅を訪れ、申立期間の現年度保険料を徴収していたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を 53 年 1 月 26 日に過年度納付していることが、申立人に係る C 市の国民年金被保険者名簿から確認でき、過年度納付した時点において、少なくとも B 市在住時の 50 年 1 月から同年 3 月までの保険料を現年度納付していなかったことを認識していたものと考えられる。さらに、昭和 53 年 1 月 26 日時点において、申立人は申立期間の保険料を時効により制度上、納付できない。

申立期間①及び②について、申立人は、昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで実施されていた第 3 回特例納付を活用し、申立期間①及び②の国民年金保険料を特例納付することが可能であったが、納付を担当していた申立人の妻は、既に死亡しているため、当時の納付状況を確認できない。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、同期間の保険料は未納とされていることが同人に係るオンライン記録及びC市の国民年金被保険者名簿から確認できる。

さらに、申立期間は7年以上に及ぶ長期間であり、社会保険事務所（当時）、A市及びB市において、事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5357

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年12月から43年3月まで
昭和38年頃、母はA市の民生委員をしており、その母から「学生は納付を待ってくれるけど、手続をして今から納付しておく。」と言われたことを記憶している。どの様に国民年金保険料を納付していたのかは覚えていないが、兄の保険料と一緒に口座振替をしていたのではないかと思う。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和43年4月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、38年12月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、申立人の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和43年4月1日に強制加入として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は既に亡くなっており、当時の状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から51年12月まで
昭和42年2月に前夫が私の国民年金の加入手続を行った。加入当初は、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付したと思う。その後の保険料の納付方法は分からないが、間違いなく、申立期間の保険料を納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年2月に申立人の前夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人自身が納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格について、申立人のA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、昭和52年1月27日に国民年金に任意加入していることが確認できるが、それ以前に国民年金に加入した形跡は見当たらない。この場合、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間は119か月と長期間であり、このような長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から12年3月まで

平成11年9月頃、会社が突然倒産した。社長も失踪してしまい、給与ももらえなかった。私は、同僚から健康保険の任意継続ができると聞いたので、A市にあるB社会保険事務所（当時）で健康保険の任意継続の手続きを行い、国民年金についてはC年金相談センターのある向かいの建物又はB社会保険事務所で自分の分だけ免除の手続きを行った。

全額免除の手続きを行った申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除の手続きを行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格について、オンライン記録を見ると、申立人は平成11年10月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人が国民年金の免除手続きを行うには、先に国民年金への再加入手続きを行う必要があったが、オンライン記録から、申立人に対して国民年金に加入することを勧奨する「第1号・第3号被保険者資格取得勧奨」が12年4月24日に行われている上、再度、13年8月23日に加入勧奨が行われていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は申立人が国民年金に加入していないことを把握し、そのために加入勧奨を行ったが、申立人が勧奨に応じて加入手続きを行った形跡は見当たらず、11年9月頃に会社が倒産したときに、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続きを行ったとする申立内容とは符合しない。

また、申立人のオンライン記録を見ると、平成18年6月に申立期間の国民

年金の資格の記録追加が行われていることが確認でき、当該記録追加が行われるまでは、社会保険事務所は申立期間を国民年金の加入期間として処理していなかったことが分かる。この場合、資格が記録追加された時点において、遡って申立期間の国民年金保険料の免除申請手続を行うことはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の免除を行うことが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出し又は基礎年金番号の付番について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたこと又は基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年3月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月から同年12月まで

私は、刑務所を出所した直後の平成19年2月にA市役所で申立期間の国民年金保険料の免除の手続を行った。

免除の手続を行った申立期間の記録が免除となっておらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年2月に申立期間の国民年金保険料の免除の手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付及び免除について、オンライン記録を見ると、平成7年5月から18年2月までの期間が法定免除の記録となっていることが確認できるが、申立人は、18年1月*日から19年1月*日まで拘留所及び刑務所に入所していたことから、申立人は、入所するまでは生活保護を受給していたために国民年金保険料の納付については法定免除であったが、入所となったために生活保護世帯員とはみなされず、申立期間の保険料は未納となったものと考えられる。

また、申立人が免除の手続を行ったとする平成19年2月の時点では、18年7月まで遡って免除申請をすることが可能であるが、申立期間のうち同年3月から同年6月までの保険料については、免除申請を行える期限が経過している。

さらに、申立人の母親は、平成19年2月頃、申立人と共に市役所へ行き、生活保護、市営住宅の居住等に関する相談をしたが、国民年金に関する相談は行っておらず、国民年金保険料の免除の手続も行っていないと陳述しており、申立人の母親の陳述からは、申立人の国民年金保険料について免除申請が行われたことをうかがうことはできない。

加えて、オンライン記録を見ると、申立期間の国民年金保険料が申請免除された形跡は見当たらず、申立期間当時の保険料の免除申請手続は、申請受付後の事務処理を機械化により行っていることから、オンライン記録に登録されないまま免除が承認されたものとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料について免除の手続を行うことが可能な別の基礎年金番号について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる記録は見当たらず、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

また、申立期間のうち、昭和49年5月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月
② 昭和49年5月から52年6月まで

私が会社を退職した昭和48年2月頃、母親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

その後、昭和48年4月からC社に勤務し、厚生年金保険に加入したが、母親が私と二人分の国民年金保険料を納付してくれたと思う。

保険料額及び納付場所等については分からないが、申立期間の国民年金保険料は全て納付しているはずなので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人は、昭和48年2月2日に国民年金被保険者の資格を取得し、同年4月2日に同資格を喪失しているにもかかわらず、同年5月から49年4月までの国民年金保険料を前納している記録が確認できることから、行政側の記録管理に誤りがあった可能性は否定できない。

なお、当該前納期間は、厚生年金保険被保険者期間と重複していることから、平成21年4月30日付けで過誤納による還付の決定がなされ、申立人に対して国民年金保険料還付請求書が送付されていることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和

36年4月から56年8月まで、申請免除期間を含め全て保険料が納付済みとなっていることがオンライン記録により確認できることから、申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①は、1か月と短期間である上、申立期間前後は納付済みであることを踏まえると、納付意識の高い申立人の母親が自身の国民年金保険料のみを納付し、当該申立期間の保険料を納付しなかったとするのは考え難い。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和48年10月頃にD市へ転居し、52年4月頃にE市へ転居したと陳述していることから、両市において国民年金の加入歴について調査したところ、i) D市及びE市では、いずれも国民年金に加入している被保険者の台帳及び現年度保険料に係る収滞納一覧表を保管しているところ、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとしている申立人の母親の記録は保管されているものの、申立人に係る記録は無く、申立人の記録のみ欠落することは考え難いこと、ii) 申立人が所持する国民年金手帳及び申立人に係る特殊台帳には、いずれも当該申立期間に国民年金被保険者の資格を取得した記録は無く、住所変更した記録も無いことから、申立人は両市において国民年金の再加入の手続を行っておらず、当該申立期間は、未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができず、納付書の発行も行われていなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②当時の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとしている申立人の母親は高齢のため当時の事情を聴取しても回答できない状態であると陳述していることから、当該申立期間の納付状況については不明である。

さらに、申立人が申立内容のとおり、申立期間②の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間②は3年2か月に及び、この間、申立人の納付記録が毎月連続して欠落することは考え難い上、申立人は、その母親が当該申立期間の国民年金保険料を納付したとするのみで、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、オンライン記録を見ると、昭和48年4月は、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金の被保険者となりうる期間ではないことから、当該期間を納付済期間として記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年2月から同年5月までの期間及び同年7月から19年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年2月から同年5月まで
② 平成17年7月から19年4月まで

私は、平成15年4月まで勤めていた会社が倒産したので、国民年金への加入手続を行い、同年4月から16年6月までは国民年金保険料の納付免除を申請した。しかし、同年7月から19年4月までは、毎月のアルバイト収入から、ほぼ納付期限内に、遅れても1か月から2か月以内に保険料を市役所で納付してきたので、申立期間が未納にされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号制度導入後で、14年4月に保険料収納事務が国に一元化された以降の期間であるため、事務処理はオンライン化され、電算による納付書の作成、領収済通知書のOCR（光学的文字読取装置）による読取入力等、保険料収納に係る事務処理の機械化が促進されていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

また、オンライン記録によると、平成19年5月7日、20年3月11日及び同年5月27日に納付督促を行った上、同年8月13日に過年度納付書が作成された旨の記録が確認できることから、これらは未納である申立期間に対してなされたものと推認でき、オンライン記録の内容に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から平成元年12月まで

私の夫は昭和61年1月に会社を退職して自営業を始め、夫自身と私について国民年金の加入手続を行った後、昭和61年度から毎年度夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で前納していた。昭和61年1月から同年3月までの3か月については、時期は覚えていないが、A市役所から督促状と一緒に送られてきた納付書によって、夫が市役所で私の分も一緒に遡って保険料を納付した。ところが、ねんきん特別便によると、夫については、当初の3か月を除き、同年4月以降は納付済みとされているのに、私については同年1月以降4年間も未納とされており、二人の記録に大きな相違があるのは理解できない。夫は夫婦二人分の保険料をいつも一緒に納付していたと証言しているので、申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年5月に払い出されている上、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得届出処理が同年4月24日に行われた旨記載されていることが確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間のうち、その過半の期間は時効により、保険料を納付できない期間となっている。

また、上記の加入手続が行われたものと推認される時点において、申立期間の一部は過年度納付又は現年度納付により国民年金保険料を遡って納付することが可能であるが、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間のうち最初の3か月を除く昭和61年4月以降の期間については、毎年度保険料を前納していたとしており、当該期間について過年度納付又は現年度

納付により保険料を遡って納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間について保険料が納付された旨の記載は確認できず、オンライン記録の内容と一致している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は48か月に及び、これほどの期間にわたって行政機関において事務的過誤が継続的に発生することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から51年3月まで

昭和48年頃、私は学生だったが、国民年金への加入を親に勧められたことを覚えており、加入手続は、その頃に父又は母が当時の市役所で行ってくれたと思う。加入後は、年金手帳(表紙が青色)が実家で保管してあり、その手帳は、私が結婚する時に親から渡された記憶がある。

加入手続後、国民年金保険料の納付についても父母に任せていたことから、当時の保険料額及び納付方法等の詳細はよく分からない。しかし、いつの時に聞いたかははっきりしないが、父母のどちらかから「(実家に)届いた納付書については、全て保険料を納付した。」と聞いたことがある。

現在、私の手元には、申立期間当時の国民年金手帳、領収書及び家計簿など、納付の証拠になるものは何も残っていないが、申立期間の国民年金保険料については、父又は母が納付してくれていたはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期についてオンライン記録を見ると、申立人の手帳記号番号の前後の番号に存在する第3号被保険者の資格記録処理日が、いずれも昭和62年5月中であることが確認できることから、申立人については、この時期に国民年金の加入手続がなされたものと推認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上国民年金保険料を納付できず、申立人に対して申立期間に係る保険料納付書は作成されないことから、申立人の父母は、申立期間当時に、自らの保険料と一緒に申立人の保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳

記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の申立人の住所地及び申立人の父母の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、実家の両親がその双方を行っていたとしているが、申立人の父親は、申立人の加入手続、保険料納付を行った記憶はないとしている上、申立人の母親は既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することはできず、加入手続及び保険料納付をめぐる状況は不明であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から平成5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から平成5年4月まで

私は、自分の国民年金の加入手続について、加入時期及び加入手続の場所等、詳しいことは覚えていないが、おそらく以前勤めていた会社を退職する際、会社が厚生年金保険から国民年金への切り替えを行ったものと思う。

現在、私の手元には、「A市 ネンキン ホケンリョウ (保険料)」として、定期的に申立期間の国民年金保険料が引き落とされている印字が確認できる金融機関口座の預金通帳が数冊あり、少なくとも、これらの通帳で確認できる期間については、間違いなく保険料を納めているはずである。

ところが、納付記録を確認したところ、申立期間は未納とされており、納得できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中、定期的に口座振替によって国民年金保険料を納付していたとしているが、基礎年金番号制度導入前の時期にあたる申立期間中に国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。そこで、未統合記録の有無を検証するため、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、オンライン記録によると、申立人に対しては、平成11年6月4日付けで基礎年金番号が設定処理されていることが確認できる。この場合、申立期間については、当該処理時に、遡及して国民年金加入期間とされたものと推認できることから、当該処理時よりも前の時期においては、申立期間は未加入期間となり、制度上、申立期間中に国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が、自身の国民年金保険料の口座振替納付を確認できる証拠

であるとしている金融機関口座の通帳の記載からは、当該口座において、「A市 ネンキン ホケンリョウ (保険料)」の名目により、おおむね定期的に口座振替がなされている状況が確認できるが、その振替金額は、いずれの回においても一人分の定額保険料であり、申立期間当時における申立人の妻の保険料納付状況及び同人の国民年金保険料の口座振替が行われる口座として、申立人名義の金融機関口座番号が登録されていることが確認できることを踏まえると、当該通帳の記載に見られる国民年金保険料の口座振替納付の事跡をもって、申立人自身の保険料納付に係る事跡であると特定するまでには至らない。

ほかに、申立人の加入手続をめぐる記憶は曖昧であり、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は、上記通帳以外には無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年3月まで

時期についてはよく覚えていないが、A市B区役所C出張所で職員に付加年金を勧められ、その金額が安かったので加入し、1年分ぐらいの付加保険料をまとめて納付したことを覚えている。

私は、付加年金制度ができた当初からずっと付加保険料を納付しているのに、申立期間に付加保険料の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳によると、申立人が既にD市に居住していた申立期間直後の昭和51年4月27日に付加年金の加入申出を行い、当該月の1か月分の付加保険料を含む国民年金保険料を納付するとともに、翌月の同年5月27日に同年5月から52年3月までの11か月分の定額保険料及び付加保険料1万9,360円をまとめて割引前納していることが詳細に記録されているなど、これらの付加年金に関する記録自体に特段不自然な点は認められない上、その時期を除いて、申立人が付加年金に加入し、1年分ぐらいの付加保険料をまとめて納付したとする記憶と一致している。

また、申立人は、付加保険料を納付した際、「付加」の印を押した領収証書を受け取ったことを鮮明に記憶していると陳述しているところ、A市における国民年金保険料の納付方法は、昭和48年3月まで付加保険料を含めて手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、申立人が46年8月に同市B区からD市に転居していることを踏まえると、B区役所C出張所で付加保険料を納付したとする申立内容と符合しないほか、申立人は偶然の一致と主張しているものの、申立人の兄及び姉も申立人と同様に申立期間直後の51年4月から付加保険料

の納付を開始していることが、それぞれのオンライン記録により確認できる。

さらに、申立期間は5年以上に及び、国民年金の付加保険料は定額保険料と一緒に納付されるものであることから、これほどの長期間にわたり、付加保険料の納付記録のみが連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の付加保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から63年7月までの国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から63年7月まで

国民年金の加入については、夫が会社を退職後、しばらくしてからA市B区役所に出向き、私が夫婦二人分の加入手続を行った。

加入手続後、区役所に出向いた際だと思うが、職員に、「今の国民年金保険料に400円足せば、付加年金にも加入できるので将来のためによい。」と勧められ、時期ははっきりとは覚えていないが、夫婦二人分の付加年金の手続も行ったと思う。

国民年金保険料については、私が夫婦二人分の定額保険料及び付加保険料を一緒に納付してきた。夫が60歳となった以降の付加保険料についても、自分の保険料が下がった記憶もないので、そのまま続けて納付したはずである。

申立期間の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から63年7月までの国民年金保険料については前納しており、特殊台帳に各年度の納付金額が記載されているが、その記載金額はいずれも定額保険料分のみであり、付加保険料を合わせて納付した事跡は認められない。

また、申立期間の付加保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は13年4か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも

考え難い。

加えて、申立人は、昭和 50 年 4 月以降、定額保険料及び付加保険料を一緒に納付したはずであると主張するのみで具体的な陳述は無く、申立期間の付加保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和38年5月に結婚してからは、夫の国民年金保険料については、私が、当時集金に来ていた婦人会の人に納付していたが、当時、夫の年金手帳には、それまでの領収印がたくさん押されていたのを見た記憶がある。

申立期間当時の夫の職場の同僚に聞いたところ、職場に来ていた集金人にお金を納めていたことを記憶していると言ってくれた。

申立期間が未納と記録されているのは納付できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和38年7月20日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となることから、集金人に納付することはできない。

また、申立期間後の転居先であるA市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、昭和36年4月1日付けで国民年金被保険者資格を取得し、43年2月1日付けで同資格を喪失したことが記録されているものの、検認記録欄に申立期間の国民年金保険料納付は記録されていない。

さらに、申立期間当時の申立人の職場の元同僚から聞き取り調査を行ったものの、申立人が国民年金保険料を納付していたことについて明確な記憶はないとしており、申立期間の保険料納付につながる陳述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほ

か、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から47年12月まで
昭和46年の秋頃、結婚を契機に夫に勧められて国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料は、夫からお金をもらって、A市B区役所に出向き、3回ぐらいに分割して納付したはずである。

納付した国民年金保険料は、3万円という金額を記憶しているが、1回当たり3万円程度を納付したのか、合わせて3万円を納付したのかは定かではない。また、領収書等は紛失してしまった。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和51年1月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、その後の転居先であるC市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間の国民年金保険料は未納とされている。

さらに、特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料について過年度納付し、同年4月から51年3月までの保険料について現年度納付していることが確認でき、加入時点で納付可能な期間について、遡って納付したものの、申立期間の保険料については時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

なお、上記の昭和48年1月から51年3月までの国民年金保険料額は、合わせて3万3,900円となることから、申立人は申立期間の保険料と当該保険料と

を混同して記憶している可能性も否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 10 日から 44 年 4 月 15 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人名義の脱退手当金裁定請求書を見ると、同裁定請求書は昭和 44 年 8 月 26 日にB社会保険事務所(当時)で受け付けられ、申立人の脱退手当金は、同年 9 月 25 日に支給決定されていることが確認できる。

また、上記裁定請求書に記載されている申立人の住所地は、申立人がA社を退職後に入学し居住していたとする大学の学生寮の所在地であることから、当該住所地の記載には申立人が関与していることがうかがわれる上、脱退手当金は、当該住所地に近い郵便局で隔地払い(通知払い)されている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人は、脱退手当金が支給決定された時期は学校の夏休みに当たり、実家に戻っていたので学生寮には不在であったとしているが、隔地払いの有効期間等を考えれば、それだけをもって申立人が脱退手当金を受給できないとまでは認められない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月15日から36年7月18日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間の最後の事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和36年10月10日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される直前の昭和36年8月25日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

さらに、申立期間の最後の事業所であるA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、昭和36年12月12日に旧姓から新姓に氏名変更されたことが確認できることから、脱退手当金請求に伴い処理されたものと考えられる。

加えて、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 18 日から 35 年 7 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 14 日から同年 9 月 19 日まで

夫の船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A船（船舶所有者は、B氏）に乗った期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。夫の船員手帳に乗船記録が有るので、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の船員手帳の記録から、申立人が申立期間にA船で勤務していたことが確認できる。

しかし、船舶所有者B氏が船員保険の適用事業所となった日は、オンライン記録では確認できないものの、同人に係る船員保険被保険者名簿において、整理番号が*番である申立人の資格取得日が昭和 35 年 7 月 1 日であることから、船舶所有者B氏は同日に船員保険の適用事業所となったと推認される。したがって、申立期間は適用事業所ではない。

また、前述の船員手帳を見ると、失業保険金支給記録の欄に船員保険の被保険者であった期間として昭和 35 年 7 月 1 日から 38 年 10 月 30 日までと記録されており、オンライン記録と一致する。

申立期間②についても、申立人の船員手帳の記録から、申立人が申立期間にA船で勤務していたことが確認できる。

しかし、前述の被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る者はいない。

また、船舶所有者B氏は、「申立期間当時、A船には、船長である私を含め3人が乗っていた。申立人が船員保険に加入していない期間については、保険料を控除していない。」と陳述しているところ、同人は、申立期間に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は既に死亡しており、申立期間当時の同僚等が把握できないため、これらの者から申立期間における保険料控除の状況等を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月11日から34年頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社が任意整理をした昭和34年頃まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が任意整理をしたとする昭和34年頃まで同社に継続して勤務したのに、28年5月11日までの加入記録しか無いと申し立てている。

しかし、A社は昭和28年6月1日に厚生年金保険の適用事業ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、当該事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録の有る元従業員は、「会社は倒産したと思うが、いつまで存続していたか分からないし、任意整理していた時期も不明である。保険料控除についても分からない。」旨陳述している。

加えて、申立人は、「会社を任意整理する前の4年又は5年間は給与の未払が続き、この間の厚生年金保険料は控除されていないと思ったと思う。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年頃から 38 年頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B市に有った同社が経営する「C事業所」で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、B市に有ったA社が経営する「C事業所」で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、C事業所はD業種に該当し、申立期間当時、厚生年金保険法の強制適用対象業種ではなかった。

また、A社及びC事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人が名前を記憶しているA社の事業主及び同僚について調査したが、当該事業主及び同僚を特定できないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成元年8月5日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それまでの22万円から18万円に下がっていることが分かった。給料明細書等は保存していないが、同社に勤務していた期間に給与額が変わることはなかったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間に給与額が変わることはなかったのに、申立期間の標準報酬月額が、それまでの22万円から18万円に下がっていることに納得できないと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の関連資料を保存していないとしており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は、「A社に入社した後、仕事中にけがをし、C病院に1か月ほど入院したことがある。」と陳述しており、C病院も、「申立人は、昭和63年7月1日から同年8月7日まで当病院に入院していた。」と回答しているところ、申立期間当時にD職であったとする取締役の一人は、「申立期間当時、A社は日給月給制であったので、仕事を休むとその分の給与は支払われなかった。申立人が入院していた期間の給与が支払われなかったことが、昭和63年10月の標準報酬月額の定時決定に影響しているのではないか。」と陳述している。

さらに、申立期間中の平成元年1月にA社で被保険者資格を取得している元従業員から提出のあった、同年2月から同年8月までの期間に係る同人の給料

明細表を見ると、保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致しており、申立期間当時、同社では、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料を従業員給与から控除していたものと考えられる。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月21日から3年12月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、加入記録の有る期間を含めて5年間ほど勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成17年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立人が同社B職であったと記憶する元従業員は連絡先不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間にA社で被保険者記録の有る元従業員に照会し8人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立人は平成2年9月20日に雇用保険の被保険者資格を喪失しており、厚生年金保険の記録と符合している。

加えて、申立人は、「A社を退職後、継続療養証明書を持っていた。」と陳述しているところ、オンライン記録を見ると、申立人が平成2年9月21日に同社で被保険者資格を喪失し、同日以後は健康保険の継続療養制度を利用していたことが確認できる。

また、申立人が申立期間に治療を受けていたとする医療機関に照会したところ、申立人は、申立期間中である平成3年11月の時点で、申立人の長女の夫の被扶養者として、その健康保険被保険者証を使用していたことが分かった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 21 日まで
② 昭和 42 年 5 月 22 日から 45 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 46 年 2 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社、B社及びC社における被保険者期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

C社を退職した時に脱退手当金の請求をしたことも受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る脱退手当金裁定請求書等を見ると、申立人の記名及び押印が確認できる上、記載されている住所は申立人の当時の住所と一致し、支払金融機関は当該住所地に比較的近い郵便局での隔地払い(通知払い)となっているなど、一連の事務処理に不自然な点も見当たらない。

なお、申立人は、「当該裁定請求書に記載されている住所(D市E)は、当時、居住していた住所地と異なっている。」旨を主張しているものの、申立人の当時の居住地を管轄するD市役所からは、「昭和43年5月*日の住居表示の変更により、申立人の住所地は『D市F』から『D市E』となっている。」との回答が得られ、当該裁定請求書に記載された住所と上記の住居表示後の住所は一致している。

また、申立人は、「脱退手当金を受け取ったとされる『G郵便局』には、C社を退職した後、振り込まれた金額を引き出すために一度だけ出向いたことがある。その時に振り込まれた金額は、同社を退職後に同社から受注した業務

に対する報酬であった。」旨を陳述しているものの、C社は、「外注した業務に対する報酬及び従業員の給与については、当時、全て現金払いであった。」と回答している上、同社の元経理事務担当者からも同趣旨の陳述が得られた。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 19 日から 21 年 1 月 21 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっている旨の回答を受けた。

脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間後のB社における厚生年金保険被保険者記録は、申立期間における厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号となっていることから、申立人がA社に係る脱退手当金を受給したために、異なった記号番号で管理されていた可能性を否定できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページを含む前後の計 90 ページに記載された約 1,350 人のうち、昭和 19 年 1 月から 23 年 12 月までに資格を喪失し、受給要件を満たしている 80 人の脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 34 人であるが、支給日が同一の受給者が多数散見される上、申立期間当時の同僚は、「退職後、会社から脱退手当金を受け取った記憶がある。」旨の陳述をしていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われていたことが考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、資格期間欄には「脱手済」の表示がある上、給付記録欄に記載された支給額及び標準報酬月額がオンライン記録と一致している。

加えて、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 12 月 1 日から 32 年 4 月 19 日まで
② 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 7 月 28 日まで
③ 昭和 42 年 10 月 21 日から 43 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 7 月 10 日から同年 12 月 31 日まで
⑤ 昭和 47 年 3 月 1 日から 49 年 5 月 31 日まで

申立期間①はA社に、申立期間⑤はB社に、それぞれP職として勤務していたが、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②はC社又はD社に、申立期間③はD社又はE社に、申立期間④はE社にそれぞれ勤務していた。申立期間②から④までについては、F県に在住し、正確な在職期間は覚えていないが、間を空けることなく勤務していたのに、加入記録が抜けているのは納得がいかない。

これら申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人陳述の社長の名前及び所在地がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 32 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、A社が適用事業所となった日以降に資格を取得している同僚（7人）の中に、所在が判明し生存している者はなく、当時の代表取締役及び役員 of 所在も不明のため、これらの者に申立人の勤務実態及び保険料控除について事情照会することができなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間もC社に勤務していたと申し立てているが、申立期間に被保険者記録のある複数の同僚は、「申立人は、G職として5か月間ぐらいしか勤務していなかったもので、申立人の記録はそれで正しいのではないか。C社の人事給与及び社会保険事務はきちりしていた。」と陳述しており、そのうち一人からは、「申立人とは、同じ時期に退社した。私自身の記録は正しい。」との陳述が得られたところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同人の資格喪失日は昭和42年3月1日で、資格喪失届の受付年月日及び健康保険被保険者証の返納記録は、同年4月13日となっており、この記録は、申立人の資格喪失日、資格喪失届受付年月日及び健康保険被保険者証の返納の記録と同一であり、同人の陳述内容とも符合している。

一方、申立人は、申立期間当時、既にD社に勤務していた可能性もあると陳述しているところ、当時の事業主は、既に亡くなっており、役員の所在も不明であるため、これらの者に当時の事情を確認することができないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある同僚12人に照会したものの、同社にはH本店以外にI支店及びJ支店があり、多数の人が在籍していたこともあって、申立人を記憶している同僚はおらず、これらの者から申立人の入社時期及び保険料控除をうかがわせる具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、前職のC社を退職後すぐに、D社に入社し、次のE社に転職するまで勤務したと申し立てている。

しかしながら、上記のとおり、D社における当時の事業主は、既に亡くなっており、役員の所在も不明であるため、これらの者に当時の事情を確認することができないほか、同社に係る上記被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある同僚12人に照会したものの、申立人を記憶している同僚はおらず、これらの者から申立人の退職時期及び保険料控除をうかがわせる具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、上記被保険者名簿を見ても、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番

は無く、その記録に不自然な点もうかがえない。

一方、申立人は、申立期間当時、既にE社で勤務していた可能性もあると陳述しているところ、同社が適用事業所となった日は、申立人が資格取得した昭和43年2月1日であり、申立期間は、適用事業所となっていない期間に当たる。

また、当時の取締役からは、「申立人は、事務所(本店)がK市からL市へ移転した直後にM職として採用された。K市の事務所にはいなかった。」との回答が得られたところ、申立人自身も「私は入社当初からL市で勤務していた。」と陳述している。

さらに、商業登記簿を見ると、K市からL市への本社移転日は昭和42年11月25日となっていることから、申立人が同日以前に入社していたことは考え難い。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間③における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、申立期間も継続してE社に勤務していたと申し立てているところ、当時の事業主の所在は不明である上、当時の役員のうち、唯一回答が得られた上記の取締役からも、申立人の退職時期及び保険料控除についての具体的な陳述は得られなかったほか、同社において昭和43年7月10日から同年12月31日までの期間に被保険者記録のある同僚に事情照会したものの、回答のあった複数の同僚は、いずれも申立人の記憶がないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間④における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、当時のB社の社長夫妻及び社長の弟(現社長)の名前を挙げ、これら各人の職務内容について具体的に陳述しているところ、その内容は、現社長の陳述と符合している上、同人からは「申立人の名前は覚えていないが、N職として勤務していたのは申立人だったように思う。」との陳述が得られたことから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は同社に在職していたことが推認される。

しかしながら、B社は、申立期間当時の従業員は5人未満の個人事業所であり、当該事業所が適用事業所となったのは、O社として法人化した後の平成7年11月1日になってからであり、申立期間は適用事業所となる前の期間に当たる。

また、現在の社長は、「申立期間当時の社長は実兄であり、社会保険の適用事業所ではなかったため、給与から保険料は控除していない。当時、私は、国民年金に加入していた。」と回答していることから、同人の国民年金収納記録を見ると、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる具体的な陳述は得られず、確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から同年 8 月 4 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には、学校を卒業後の平成 10 年 4 月に入社しており、3 か月間の試用期間経過後、同年 7 月から厚生年金保険に加入しているはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同期入社である元同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の事業主は、「申立期間当時、試用期間を設けていたが、期間は一定ではなく、その年ごとに定めていた。4月入社の者は7月20日以降に正社員とすると定めた年があり、申立人が入社した平成10年もそのように定めたと思われる。この場合、給与計算の都合上、通常であれば同年8月1日を厚生年金保険の資格取得日とするので、同年8月分の給与から厚生年金保険料の控除を開始したはずだ。」と陳述している。

また、申立人と同期入社で、申立人と同じ平成10年8月4日に被保険者資格を取得している前述の元同僚は、「申立人と同じ日に入社した。会社から平成10年4月後半の日を入社日と指定されていたため不安に思い、同年4月に入ってから直接会社に問い合わせた記憶があるので、入社したのは同年4月下旬であり、資格を取得するまでの3か月余りの期間が試用期間だと思う。」と陳述している。

さらに、申立人が入社した前年度についても、学校を卒業後の平成9年4月に入社したとする3人の元従業員の被保険者資格取得日が同年8月1日であ

ることが確認でき、前述の事業主の陳述と符合する。

加えて、申立人は、国民健康保険の被保険者資格を平成10年8月5日に喪失していることが確認できるところ、B市C区役所は、喪失手続に当たっては、次に取得した健康保険被保険者証を窓口で確認の上、その取得日の翌日を喪失日として処理するとしていることから、申立人は、申立期間当時、同年8月4日にA社において厚生年金保険（健康保険）の被保険者資格を取得したことを認識していたものと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年から 48 年まで
② 昭和 61 年から 63 年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、昭和 42 年 7 月に A 社を退職したが、その後再就職を願い出て、43 年から 48 年までの間、B 市にあった同社の事業所で C 職として勤務した。

また、申立期間②については、昭和 61 年に D 社（後に E 社に社名変更）に入社し 63 年に退職するまでの間、同社の 4 店舗で F 職として勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元上司及び複数の元同僚の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時に A 社の経営する事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は平成 13 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主が、会社は倒産し関係書類は一切残っていないとしていることから、申立人に係る厚生年金保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A 社の本社で経理及び社会保険事務を担当していたとする者は、「事業所の責任者から、社会保険加入の指示があれば加入させていたが、指示がなければ加入手続は行わない。また、給与台帳は、厚生年金保険の被保険者と被保険者でない者とは別に作成していたので、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から誤って厚生年金保険料を控除することはない。」と陳述してい

る。

さらに、申立人は、申立期間より前の昭和41年6月21日から42年7月31日までA社で厚生年金保険に加入しており、当該期間におおむね相当する期間について雇用保険の加入記録を確認することができるが、申立期間については、雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、複数の元同僚の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人がD社の経営する事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、E社は、平成22年1月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会を行ったものの回答が無いことから、申立人に係る厚生年金保険料控除等の状況を確認することができない。

また、D社の経理担当者であったとする者は、「G職は社会保険に加入する約束で入社したので厚生年金保険に必ず加入していたが、G職以外の従業員は出入りが激しかったため、F職であっても厚生年金保険に加入させない場合があった。また、厚生年金保険料を引かれるより、給与の手取額が多い方が良いという理由で厚生年金保険に加入しない人もいた。」と陳述している。

さらに、D社の元役員及び元従業員の一人が、申立期間当時の同社の従業員数は150人から200人までぐらいであったとしているところ、同社及びその母体と考えられるH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる昭和61年6月1日現在の両社における被保険者数の合計は115人であることから、申立期間当時、D社及びH社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月15日から22年8月1日まで

私は、A社の事業主の息子に勧められ、同社の子会社であるB社に昭和21年9月に入社し、23年2月まで勤務した後、引き続き40年7月までA社に勤務した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の陳述から、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間においてB社に勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人が主張するB社の所在地を管轄する法務局において、商業登記簿を確認したが、同社の記録は見当たらず、申立人が記憶している事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、「A社の子会社であったB社で昭和21年9月から23年2月まで勤務した。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和22年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、同社は、「当社は、B社の関連会社ではない。申立人が同社に勤務していたとする期間について当社で厚生年金保険に加入している事情等は不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 25 日から 29 年 3 月 17 日まで
申立期間当時、A社で勤務していた知人から誘われて、同社に昭和 27 年 10 月 25 日に入社し、29 年 3 月 17 日まで勤務したが、当該期間については、厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の関連資料を調べたが、申立人の記録は見当たらない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した 13 人に文書照会を行ったところ、その全員から回答があったものの、申立人の申立期間における保険料控除の状況についての陳述を得ることはできなかった。

また、上記被保険者名簿を見ると、申立人が、自身よりも前からA社に勤務し、同社での勤務を紹介してもらった知人として氏名を挙げた同僚二人のうち一人については、記録が見当たらない上、申立人が、一緒に仕事をしていたとして氏名を挙げた同僚については、申立期間後の昭和 30 年 2 月 10 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。このほか、上記同僚照会で回答のあった 13 人のうち 3 人が、「申立期間当時の従業員数は 100 人程度であった。」と陳述しているところ、上記被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有する者は 40 人前後で推移していることが確認できることから、同社は、申

立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 23 日から同年 11 月 16 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額と大きく異なっていることが分かった。申立期間は、20 万円から 22 万円までの給与が支払われていたので、当該期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る「採用条件決定伺書」に記載された給与額から判断すると、同社は申立人に対しその主張する給与額を支給していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」と回答している。

また、A社が提出した上述の「採用条件決定伺書」及び賃金表を見ると、申立人の基本給は 13 万 4,490 円であることが確認でき、オンライン記録による申立人の申立期間における標準報酬月額 13 万 4,000 円に相当する額であることが確認できるところ、同社で、申立人とほぼ同時期に入社し同じ雇用形態である上、同世代であったとする 4 人の元従業員も、申立人と同様に基本給相当額が標準報酬月額となっていることが賃金表により確認できる。

さらに、A社に昭和 56 年 12 月に入社したと陳述し、厚生年金保険被保険者資格も同年 12 月から取得していることがオンライン記録により確認できる元従業員が提出した同年 12 月分及び 57 年 1 月分の給与明細書を見ると、56 年 12 月分の給与支給総額が 15 万 7,063 円、同基本給が 14 万 5,280 円であるの

に対し厚生年金保険料控除額は7,950円、57年1月分の給与支給総額が20万3,009円、同基本給が14万5,280円であるのに対し厚生年金保険料控除額は7,950円であることが確認できるところ、両月分の厚生年金保険料控除額は同社が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額（15万円）に相当する保険料額であることが確認できる

これらのことから、A社は、申立期間当時、入社時の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における標準報酬月額について、給与支給総額ではなく基本給相当額を標準報酬月額として届け、給与から控除する厚生年金保険料も基本給相当額に見合う保険料を控除していたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 1 日から 9 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間にA社から、月額 80 万円の給与を支給されていたが、年金事務所の記録では、当該期間の標準報酬月額が実際に支給された報酬額より低く記録されている。

申立期間の一部について、A社からの振込額が確認できる銀行発行の取引明細証明書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立人が提出した金融機関発行の平成 6 年 1 月 1 日から 8 年 12 月 31 日までの期間に係る「取引明細証明書」において確認できるA社からの振込額は、6 年 1 月から 8 年 7 月までの期間は 80 万円及び 8 年 8 月から同年 12 月までの期間は 30 万円ないし 40 万円であり、申立人の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回っている。

しかし、A社の事業主は、「社会保険事務所（当時）には、オンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出たが、申立人からは当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を徴収しておらず、当社が保険料全額を負担していた。」旨回答しており、申立人も、「A社の事業主から、『当社は、厚生年金保険に加入し

ており、当社が保険料全額を負担するので、当社で働いてほしい。』と依頼されたので、同社に勤務することとなった。」旨陳述している。

また、申立人は、「申立期間に係る給与明細書は、A社から交付されていない。」旨陳述しており、A社の事業主は、「当社は、既に倒産しており、申立期間当時の資料は残存していない。」旨回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

さらに、A社に係るオンライン記録において、申立人の標準報酬月額の変額及び訂正処理等の不自然な処理が行われた形跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 3 日から 55 年 2 月 28 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた昭和 42 年 6 月 3 日から 55 年 2 月 28 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時における事業主の妻の陳述等から、在籍時期及び期間は特定できないものの、申立人は、同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録から、A 社は、B 社に社名変更後の平成 2 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同社は、申立期間において適用事業所とはなっていない。

また、上記の元事業主の妻は、「申立期間当時の A 社は、社会保険の適用事業所ではなかったので、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。また、私の夫は、国民年金に加入していた。」旨陳述しており、国民年金手帳記号番号払出簿から、元事業主の国民年金手帳記号番号が昭和 42 年 2 月 27 日に払い出されていることが確認できるとともに、オンライン記録から、申立期間のうち、45 年 7 月から 52 年 6 月までの期間及び 53 年 5 月から 54 年 3 月までの期間に係る元事業主の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

さらに、B 社は、平成 14 年 3 月 26 日に適用事業所ではなくなっており、上記の元事業主は、既に死亡している上、申立人は、A 社での同僚の氏名を記憶していないため、同社及びこれらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 14 日から 18 年 1 月 6 日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

A社の当時の事業主が、私の厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことから、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となったものであり、厚生年金保険料を同社から年金事務所に納付してもらうので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びA社提出の申立人に係る労働者名簿から、申立人は、申立期間において同社に在籍していたことが認められる。

しかし、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（控）から、同社が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の被保険者資格の取得年月日は、オンライン記録どおりの平成 18 年 1 月 6 日となっていることが確認できる上、申立人提出の申立期間に係る給与明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、年金記録の訂正が行われるのは、事業主が被保険者の給与から厚生年金保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず、事業主が当該保険料を納付したことが明らかでない場合に限られていることから、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかった申立期間について、年金記録の訂正を行うことはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月1日から25年3月10日まで
私は、昭和24年4月20日から25年3月10日までA社（現在は、B社）C支店に勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、A社C支店での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和24年11月1日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたと申し立てているが、B社は、「A社は、申立期間中の昭和25年1月にD社が別の二社と合併して社名変更した会社である。」旨回答しているところ、申立人は、「会社が合併したことに関する記憶はない。」旨陳述している上、同社は、「申立期間当時の資料は廃棄済みのため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の名字しか記憶しておらず、当該同僚の所在は不明であるため、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 31 日から 57 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 55 年 11 月から 57 年 8 月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立期間のうち昭和 56 年 1 月 5 日以降の期間について、申立人がA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が名称変更したB社の元役員から提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を見ると、申立人は、昭和 55 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失し、57 年 5 月 1 日に被保険者資格を再取得したことが記載されており、オンライン記録と一致しているほか、同資格喪失確認通知書の備考欄には、「昭和 55 年 12 月 30 日退職」と記載されている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間の前後に、申立人と同様に一旦、被保険者資格を喪失後、被保険者資格を再取得している元従業員が二人いることが確認できる（二人のうち一人は所在不明、他の一人は照会を行ったものの回答が得られない。）。

さらに、上記の元役員及び複数の元従業員は、「申立期間当時、厚生年金保険の加入を希望しない従業員が多数いた。」と陳述している。

加えて、B社は、平成 8 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は既に死亡しているほか、上記の元役員からも、申立人の保険料控除の状況について陳述が得られなかったため、同社等から、申立人の申立期間に

おける保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、上記の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明した 30 人に照会したところ、上記の元役員のみが申立人を記憶していたものの、同人は、申立人が A 社で勤務した時期を記憶していない旨陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

さらに、A 社が加入していた C 厚生年金基金における申立人の加入記録は、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月頃から 61 年 1 月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 60 年 4 月頃から 61 年 1 月頃まで、パートタイムのB職として同社C支店で勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社でパートタイム従業員として勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間にA社で被保険者記録が有り、申立人及び複数の同僚の陳述から当該期間に同社C支店で勤務していたことが確認できる元従業員のうち所在が判明した14人に照会を行ったところ、回答があった9人中5人（支店長及び申立人と同じB職であった同僚を含む。）は、「A社では、パートタイム従業員は厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述しているほか、支店長を除く4人は、「自身もA社でパートタイム従業員として勤務していた期間があるが、当該期間は厚生年金保険に加入していない。」と陳述している。

また、A社は、平成14年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に複数回照会を行ったものの、回答が得られなかったため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、上記の回答があった元従業員4人（支店長を除く）は、いずれも、雇用保険の記録における資格取得日が厚生年金保険の資格取得日と一致していることから、申立期間当時、A社では、厚生年金保険と雇用保険を同時に加入させていたことがうかがえるところ、申立期間において、申立人の雇用保険

加入記録は見当たらない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から48年6月26日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給料支払明細書を提出するので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、申立人提出の給料支払明細書を見ると、給与支給額に相当する標準報酬月額は、昭和44年11月は10万円、同年12月及び45年1月は8万6,000円、同年2月から46年10月までは10万円、同年11月から48年5月までは13万4,000円、同年6月は12万6,000円であることが確認できるものの、保険料控除額に相当する標準報酬月額は、44年11月から46年1月までは6万円、同年2月から同年9月までは8万円、同年10月から48年6月までは8万6,000円であり、保険料控除額に相当する標準報酬月額及び給与支給額に相当する標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、いずれの月も保険料控除額に相当する標準報酬月額であることが確認できる。

また、上記の保険料控除額に相当する標準報酬月額は、昭和44年11月か

ら46年1月まではオンライン記録上の標準報酬月額（昭和44年11月から45年9月までは7万6,000円、同年10月から46年1月までは8万円）よりも低く、同年2月から48年6月まではオンライン記録上の標準報酬月額（昭和46年2月から同年9月までは8万円、同年10月から48年6月までは8万6,000円）と一致している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。